

第二十三回  
国会

# 参議院地方行政委員会會議録第七号

昭和三十年十二月十三日(火曜日)午前  
十時五十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君  
理事 石村 幸作君  
伊能 芳雄君  
森下 政一君  
小林 武治君

委員

小幡 治和君  
齋藤 昇君  
笹森 順造君  
佐野 廣君  
高橋進太郎君  
安井 謙君  
加瀬 完君  
中田 吉雄君  
松澤 兼人君  
岸 良一君  
館 哲二君  
鈴木 一君

國務大臣

大藏大臣 一萬田尚登君  
國務大臣 太田 正孝君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君  
自治庁次長 鈴木 俊一君  
自治庁財政部長 後藤 博君  
大蔵省主計局長 森永貞一郎君  
大蔵省理財局長 河野 通一君  
事務局側  
常任委員 福永与一郎君  
会専門員

説明員

大蔵省理財局 牧野 誠一君  
地方資金課長

本日の會議に付した案件

○地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)(第二十二回国会継続)  
○昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)  
○連合審査會開會に関する件

○委員長(松岡平市君) これより地方行政委員会を開会いたします。  
地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案、両案を便宜一括して議題に供します。両案について御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

ただいま政府から太田自治庁長官、鈴木次長、後藤財政部長が出席いたしました。先ほど懇談で御報告申しましたように、予算委員會の審議の都合を見計らって、随時大蔵大臣は當委員會に出席をするということになっております。御報告申し上げます。

○小林武治君 再建措置法の関係であります。二十九年度の赤字に対する処理の問題が今まで少しも明らかにされておられない。これは前回の委員會の際に前の長官に尋ねましたところ、二十九年度の赤字は大体百八十億前後、従ってこれの処置は再建措置法に追加して措置すると、こういうお話でありましたが、二十九年度分として二十八年度までの赤字にどれだけの追

加をされるつもりであるか、その点をまず明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 二十九年度の地方団体の決算の集計の結果によりますと、六百四十八億の赤字が出ておるわけでございしますが、これと前回の数字とを比較いたしますと、約二百三十億程度の赤字の増になっております。

〔委員長退席、理事石村幸作君着席〕

単年度でそれだけの増になっております。そこで今お話しする再建債の政府資金五十億、公債債百五十億、この二百億というワケをその関係でどの程度広げたらよろしいか、というお話でございしますが、私もいささかお話しは、これは実際の必要に応じてさらにこの二百億というワケを広げて参りたいというふうに考えております。何分この法律の成立が、今回は御制定を願うことになろうと深く期待をいたしておるわけでございしますが、その成立がすぐれた関係もございまして、当初予定をいたしましただけの二百億というワケが年度内に各団体で自主的に再建計画を立てて起債の再建債を借り入れを、それで再建していくという、こういうことが年度内に完了するものが、あどの程度ございしますか。相当やはり再建計画自体の議會における審議等に時間を費すことにもなるかと存じますが、今年度内にどれだけのワケをふやすかというところは、ちよつと私も

まだ明確な基礎を得ておりませんので、必要に応じてこれをさらに今年度内においてふやさんと、こういう考え方でおる次第でございします。

○小林武治君 今年度内に処置する金額がわからない、これはある程度言うえるかもしれないが、少くとも二十九年度の単年度分として、どれだけのものがたな上げ公債の対象にしなければならぬかというワケくらいはきめておかれるのが当然だと思ひます。が、今われわれ前回のワケは百八十億と、そういうふうにしておりましたが、今二百億十億、これはふえたのか、その点と同時に、たとえ三十年度あるいは三十一年度に処置するとしても、二十九年度の単年度分の赤字として、どれだけのものを政府はたな上げ公債の対象に考えるか、そのワケを一つ示してもらいたい。

○政府委員(後藤博君) お答えいたします。二十九年度の赤字は六百四十八億であります。そのうち私どもの計算では大体五百億くらいが再建債の対象になるのじゃないか、かような考え方をしております。前回は二十八年度の赤字四百六十二億のうちで、再建債を使用するもの三百四十億くらい、それをさらにしぼって、三年ないし四年の再建計画を要するものを二百億と大体推定したのであります。一応再建債を對象とする額は大体五百億くらいではないか、こういうふうな推定をいたしておる、これは市町村の部分のこまかい計算はやっておりませんので、はつき

りしたものではありません。従って再建債の額とすれば、大体そういう五百億くらい要するのではないかと、こういう推定を現在いたしております。

○小林武治君 その点がどうも私どもにはつきりしません。前回は四百六十二億のうち二百億を對象とする、その二百億に該当するものはどのくらいになるのですか。だから、たとえは自治団体は三百億にしてもらいたい、と、こういうことを言っておりますね。

○政府委員(後藤博君) 二百億のほかに大体三百億にしてもらいたい、こういうことを言っているわけですが、これはまあ本年ないし来年年度において三百億くらいやってもらいたい、大体私どもの考え方も、本年に追加を要する場合があるかもしれないが、大体来年年度は三百億くらい、という予想をいたしております。

○小林武治君 そうすると、総額でと〔理事石村幸作君退席、委員長着席〕にかく二十九年度までのものが五百億円のワケを要する、こういうことですか。

○政府委員(後藤博君) 大体五百億くらいのワケを要する、かように考えております。

○小林武治君 その点について何か大蔵省と話し合ったことがありますか。  
○政府委員(後藤博君) これは先ほど申しましたように、こまかいデーターをもって話し合ひをしなければならぬので、話は進めておりますが、大体わ

れわれはまあ五百億見当ということ  
で、三十一年の予算の要求をいたして  
おりますが、向うも大体まあそのくら  
いの内容は一応は説明いたしておいま  
すが、まだ大蔵省の態度ははっきりい  
たしておりません。

○小林武治君 私はどうも二十八年  
度までの累計が一応二百億、こういう  
ことであるのあと三百億追加するとい  
うのは、何か見当として数字が多過  
ぎるように思うがどうですか。

○政府委員(後藤博君) 二十八年  
度の四百六十二億の中には直轄の分担金  
ななかで措置を要しないものもございま  
す。そういうものを外して参りまして、  
これをしぼって参りますと、大体二百  
億になる。ところが今度ふえました額  
は大体そういうものではないのでありま  
す、措置を要するものがふえておると  
いうことから、二十九年度の赤字を総  
額をとりますとかえつてふえておると  
いう格好になって参る。それから二十  
八年度まででありましたれば、三年も四  
年もかからないということでありまし  
たが、今度は同じ標準で参りますと赤  
字がふえましたので、三年ないし四年  
かかるというので再建債の対象になる  
団体がふえて来るわけです、そういう  
ことで絶対額がふえて行くということ  
になるのであります。

○小林武治君 今の金額は大体三十  
一年度一ぱいに措置される、こういう予  
定ですか。

○政府委員(後藤博君) 今年度必要  
があれば追加をお願いしたい、もしもそ  
うでなければ三十一年度に三百億くら  
い必要であるというお願いをいたして  
おります。

○小林武治君 今の点はどこですか、

先ほど申しました二百三十億程度、二  
十八年度に比べて増加しておる。とこ  
ろが公債としての措置額が三百億、こ  
の点はどのなんですか。

○政府委員(後藤博君) 六百四十  
億、二十八年度の四百六十二億、この  
差額から申しますと百八十億くらいに  
なるわけですが、そのほかに直轄の分  
担金の未払いのものがございますの  
で、そういうものを含めると単年度の  
赤字は大体二百三十億前後になる、こ  
ういうことを申し上げたのでありま  
す。しかし先ほど申しましたように二  
十八年度の再建債の対象になくても  
よいような団体が赤字をふやしてあり  
ます場合には、根っこから再建債の対  
象になって来る、こういうことになつ  
て来ます。たとえば三億くらいしか赤  
字がなかった、百億の規模で三億くら  
いしかなかったという場合には再建債  
の対象にならないかしない、その場  
合にこれは五億あるということになる  
と再建債の根っこから五億はいって来  
るわけでありませう。従って単年度の赤字  
以上の額がやはり再建債の対象になる  
と、こういうことになるのであります。

○小林武治君 それで二十九年度まで  
の一応の説明をお聞きしたわけであり  
ます。三十年度分についてはまあ政府  
は大体これで赤字が出ないつもりだ、  
こういうことで了解しておいていいで  
すか。

○国務大臣(太田正孝君) 赤字の出  
いようにこちらから指導して行きたいと  
思ひます。大体にはこの辺で赤字を防  
ぎ得る、こういうふうに考えます。

○小林武治君 この法律は一種の時限  
立法のようでありますが、やはり相当  
継続されると、こういうふうに了解す

べきでしょうね。たとえ出ないつもり  
でも三十年度以降出れば適用される、  
こういうふうになりますか。

○政府委員(後藤博君) 再建債法の  
関係ではないかと思ひますが……。

○小林武治君 そうです、再建債……  
○政府委員(後藤博君) 二十九年度ま  
での赤字に対しては再建債を出しまし  
て処理するという建前になっておりま  
す。三十年度以降の赤字に対しては原  
則として自主財源をやる、つまり再建  
債を受けなくて、もって自治的に再建  
をする、そのために必要な条文を準備  
する、こういう建前になっております。

○小林武治君 そうすると今の三十年  
度以降の問題について利子補給の問題  
が何かの関係がございますか。

○政府委員(後藤博君) 三十年度以降  
に出ました赤字につきましては利子補  
給の規定の措置はございせん。

○小林武治君 委員長、一応この程  
度で……。

○小幡治和君 今のにもっと関連し  
ますが、二十九年度までの赤字団体で  
そうしてその再建計画は立てないとい  
うことではない、そうして二、三年たつ  
てどうにもやりくりがつかぬからこれ  
でやつてくれというふうな場合には、  
それをつてやれ今年、来年の分、これ  
を再来年くらいになつたつて、再来年  
その先くらいになつてどうしても二十  
九年度のやつでやりくりがつかぬから  
これでくれというふうになつたらそれ  
は引き受けられますか。

○政府委員(後藤博君) お尋ねの場合  
は二条第一項に政令で定める指定日ま  
でに申し出なければならぬという建前  
になっております。そうすると政令で  
いつまで定めるかということでありま

す。本年度のものは三十一年三月三十  
一日ということにいたしております  
が、三十年度以降の赤字をいつまで  
見るか、適用させるかという問題はあ  
りますが、私どもはこの案を作りまし  
たときには、大体翌年の九月三十日  
くらいまでを考へておいたのですが、三  
十年の赤字は翌年の九月三十日くら  
いまでに申し出る、こういうふう  
に切つていきたいと思ひております。

従つてまあそれをいつまで続けるかと  
いう問題はございしますが、まだそこま  
ではつきり私どもは考へておりません  
でしたが、そう長くやらないであらう  
自主再建にまかしていく、こういう方  
針にすべきではないかと思ひており  
ます。

○小幡治和君 ちょっと問題は別にな  
りますが、この再建促進特別措置法に  
対する衆議院の修正があつたのですけ  
れども、その修正というものの大体を  
見ると、まあ自治庁が考へておつた、  
要するに赤字の解消に対してほんとう  
にまじめにしっかりとしたものを立て  
て実施に向つていかないということに  
対しては、ある程度の監督権というもの  
を持つとしたのですが、これが今度  
の修正によつて相当削除されておいま  
すので、この点についてこの修正で一  
自治庁としてはまじめなところはいい  
ですが、ふまじな地方団体に対して  
いかなる監督をやつていかれるかとい  
う点を一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまの  
点は先般も実はお尋ねがあつたわけ  
でございしますが、この監督というの  
文の見出を財政運営の改善のための措  
置というふうに変えられましていろい  
ろの規定を「命ずることができ」と

ありますのを「求める」というふうに直  
されました点と、あとは利子補給を停  
止するという点だけで、起債の許可  
をしないとか、あるいは許可をしない  
ように知事に命ずるとかいうような規  
定を削られたわけがございしますが、こ  
の関係から申しますと、当初自治庁  
で考へておりましたものに比較され  
ば、確かになまぬくなつたわけであ  
らうと思ひますが、しかし「求める」と  
いたしまして、「命ずる」といたしま  
しても、実体といたしましてはさほ  
ど変わらないと思ひますし、また地方自  
治法の一般的な勧告権の規定もござい  
ますので、従つてこのような衆議院の  
修正によりまして特別な支障が生ずる  
というふうには考へていないのであり  
ます。

○委員長(松岡平市君) ちょっと申上  
げますが、まず非常に審議の時間も少  
うございしますから、大体初め両法案に  
ついての総括的、論議的な御質疑を  
やつていただきます、個別的な逐条  
的な審議は後刻に回していただくこと  
にしたら進みが早いと思ひますがどう  
ですか。

○加瀬亮君 長官がこの前御説明下さ  
いました地方財政窮乏打開対策の概要  
についての説明の御要旨をその後配付  
いただきました点検をいたしましたのであ  
らうに、それでよく了解いたしましたのであ  
ります、それでよろしいかどうか、  
最初にお答えをいただきましたかと思ひ  
ます。それは、結局赤字打開の  
基本方針といたしまして、今までの過  
去の赤字は再建法によつてたな上げを  
するのだ、それから将来再び赤字発生  
を見ないために赤字原因の除去を三十  
年度のこの度の財政措置、なお根本的

○國務大臣(太田正孝君) お言葉の通り、この再建債の法律でやつてどういう結果が出るかということとはむろん確かめなければなりませんので、結局は基本の立て直しをいたしますときに関

改革が行われても必要はない、ほとんど必要はないのではないか、ただ再建計画そのものの修正は私はある得る、再建法自体は私はほとんど修正する必要はなく、このままやっていいのではな

当然説明の中に付加されてしかるべきじゃないか。しかし、そういうふうなことが全然まだ御説明の中に出ておりませんので、どうもその再建法というものと、それから明年の財政措置とい

も、別にこの法律そのものの修正を要するところはないのではないか、かように考えるものであります。

○加瀬完君 結局財政計画の問題になるのでありますかね、結局その消さな

変った点を何か盛り込むべきではないか、こういうお話のようでございますが、これは今説明をいたしましたように、私どもとしては、この法律自体をそのために変える必要は全然ないと考

えておられます。と申しますのは、これは要するに財政再建計画というものは、個々の団体が自分の団体の赤字を幾らと見て、それをどういう計画で今後たな上げをし解消していくか、こういうことでございますので、今回のかりに百六十億というような措置ができました、その場合に個々の団体の赤字がどういふふうに影響を受けるかというところは、団体が解消計画を立てる場合の赤字の総額を幾らに押えるかという問題に反映してくるかもしれませんけれども、総体としては、これは特に変更する必要はないと思うのであります。ただ先ほど小林委員からお尋ねのございましたように、二十九年度の決算が新しく出て、たな上げされるべき赤字の総額があのようになされたわけでございますから、そのふた部分がすなわち再建債の総額として広げられなければならないというものは、これは理論的には当然出てくるわけでございます。

○加瀬完君 私がついておるのはそういう点ではないのであります。この前の再建法が提案されましたときと今日では、二十九年度の決算もこの前わかつておらなかった、ところが今日はそのではない。一応再建法による赤字解消のワケというものをここできめれば、それを動かすというものは、なかなか骨が折れると思う。そこでこの前よりは今日においては、そのワケを拡大する条件というものが新しく出てきておるのだから、小林委員の指摘された通りに、なぜ一体ワケを広げるという前提に立つて考えられなかったのか、こういうことです。

○政府委員（鈴木俊一君） 法律的には今年度は二百億というふうなことで、特別にここに書いておるわけではございません。これは毎年々の財政計画あるいは起債計画で、再建債の幾ら要するかというのを今後きめていくわけでございますから、ただいまの御心配の点は私も十分考慮して、対大蔵省との折衝で実現するように持っていくかと思ひます。

○加瀬完君 大蔵大臣にこれはまた尋ねる機会もあると思ひますので次の点を伺います。大臣の御説明の中には、この基本方針の具体化については、国、地方の行政の全般について詳細な検討をした上で、結論が出されなければならぬという御説明があるわけでございます。そこで国と地方の行政の規模というものを自治庁自身としては

どういふふうに見ておられるかという点について伺ひたいと思ひます。第一には、行政規模と申します方が、これは私どもの調査でありますから、あるいは間違つておるかも知れませんが、純行政費というものを国と地方を対比いたしました、昭和九年から十一年度の平均と、二十九年度あるいは三十年というものを押えますと、地方は戦前におきましては、国の純行政費の一五四%になっておる。逆に申しますと、取り消してこう申します。国と地方の純行政費というものを比べますと、国が八億三千四百万に対して地方は十五億四千万という数字になっております。そうすると地方分の国というものと出しますと、これは国の方が小さくて地方の五四%にしか当つておらない。それが二十九年度になりましたら八〇%に伸び、三十年になりましたら七九%と国が伸びておる。この比較をいたしますと、非常にこの地方の行政が膨脹した膨脹したと言われておるけれども、膨脹率ははるかに国の方が多いじゃないか、こういうことが私の調査によりますと言へるのではないかと思われるのであります。大蔵省なんかよく説明する、地方は非常に行政費が膨脹したと言つておられますけれども、自治庁はその通りにお受け取りになつておりますか、それとも大蔵省が言うようじゃないかというふうにお考えになつておられますか、この点。

○政府委員（鈴木俊一君） この数字の点は詳細検討をさせぬとわかりませんが、私も、私ども地方の行政経費がどの程度ふえたかというところは、たとえば職員数の比較とか、歳出決算の比較とか、税の上での比較とか、歳入方面の比較とかいろいろできるだろうと思ひますが、地方が非常にふえたと言ひましても、国の仕事も地方に移つていったり、事務の配分の関係も考慮して考えなければならぬと思ひます。ただ数字の結果だけを押えますと、それで一方が一方よりも非常にふえた、こういうことは言えないと思ひます。角度から比較をしてみれば、大蔵省の膨脹をしたらそれはそれで法律なり制度なりで根拠があつての面を特にこれは考へておるわけであります。私もその点について別に大蔵省との間に特別意見の乖離はないように思つておるのであります。

○委員長（松岡平市君） ちょっと申し上げますが、大蔵大臣は予算委員会から大体十二時にはこちらへ来れるというところでございます。で、先ほどお話ししましたように、大蔵大臣が来ればもつぱら大蔵大臣への質問を集中へ出さうというところにいたしたいと思ひますから、それをお含みの上御質問願ひます。

○加瀬完君 これは自治庁の調査によりますと、昭和二十七年ですが、財政膨脹率は国が戦前の四百二十二倍に対して、地方は三百三十六倍である。こういう御調査を自治庁の方はお出しになつておられますか、これは自治庁も当然お認めになつておる。で、国税と地方税の伸びを昭和九年と昭和二十八年を比較いたしますと、国税は八百四十六倍に伸びておるのに、地方税は五百六十四倍にしか伸びておらない、こういう現状は自治庁はお認めになりま

○政府委員（鈴木俊一君） それは言われる通り、私もその通りだと思ひます。○加瀬完君 それからも一つ、これは大蔵省に聞くべきであります。念のために自治庁に確認をしておきたいのであります。非常な国に對して地方は冗漫であるというので削減を非常にしておる。緊縮の度合いといふもの、地方の方が緊縮の度合いといふものが地方の方がはるかにゆるいといふふうな長官はお考えになつておられますか。○國務大臣（太田正孝君） 大体まあ國と調子を合せてやつておるわけでございます。○加瀬完君 それでは調子が合つていのか合わないか、数字を申し上げますのであとで答えをいただきたいのであります。これは自治庁の方から御提出をいただいたのであります。都道府県の定期昇給の実施状況調べによりますと、これは定期昇給をさせべき時期に昇給させておらないのが過半数、大体昇給につきまわらないのは一カ月から三カ月延びておる。日直宿直手当を比較いたしましたら、國が三百六十円というところになつておられますけれども地方は大体二百円前後というところではないかと思ひます。超勤の手当にいたしましては、國が大体給子費の六%ないし七%を押へておると思ひますけれども地方は三%から四%しか押へておらない。旅費にいたしましては大体三等旅費、こういうふうな実情に地方があるというところは認めになりますか。○國務大臣（太田正孝君） その通りで

○加藤亮君　そうすると、国もどこか昇給ストツプをしているところがございますか。あるいは日直宿直手当、超勤手当というものを地方並みに給与費の三割ないし四割に切っているところがございますか。

○政府委員(後藤博君) 国の方で昇給停止をしたり、宿日直手当の減額をしているところは私どもあまり聞いておりません。

○加瀬兜君　それでは大体国と歩調を合せて緊縮方針をとっているというけれども、歩調を合せても大幅と小幅で違ったのかどうか、はなはだ地方と国と緊縮の度合いというものは違っているではございませんか。

○政府委員(後藤博君) 先ほど長官が  
お答えになりましたのは、財政計画は  
大体調子を合せているということであ  
ります。しかし現実の問題といたしま  
しては、赤字の多い団体はやはりみず  
から緊縮を強めてやっている、その  
結果がおっしゃるような結果になっ  
ていることなのであります。

○加瀬完君 計画はいかようにも立つ  
わけでございます。計画でありますか  
ら実施すれば誤差が生ずるわけであ  
ります。われわれがここに問題にしたい  
のは、あるいは政府自身がここに法案  
を出してわれわれに審議をさせようと

しているのは、計画と現実にあまりに誤差があるのでこの問題をどう処理しようかというところで問題になっている。そこで私どもは現実的なこの誤差というものを自治庁がお認めになっているという立場で御立案をなさればそういう立案の方向というものが打ち出されてくる。ところが赤字を出したの

赤字を出したのは仕方がないからそれはもう禁治産者的な経済の運営をしていかなければならないということであるならばその方法というもののはまた違ったことになってくる。その前提として、地方自治体自身の責任によって

こういう形をとらざるを得なかったところもあるにしても、一応現実がこのように、公務員の公平の原則ということとが人事院あたりでしきりにいわれて

いるにかかわらず公平の原則をはるかにバランスを失っているような結果になっているということを御認識いただいているかどうかということを念のために伺っている。この点を重ねて伺いますが、長官いかがですか。

○政府委員（鈴木俊一君） ただいまの点ですが、地方財政計画におきましては、本年度は御承知のように年度当初におきまして非常に緊縮方針に基きまして百四十億余りのいわば国並み以上の節約を地方財政計画に見込まなければならなかったというようなことで、この関係は実は従来にないくらい非常に

に敵しいものであったのでございますが、それ以外については従来地方財政計画において国の方針以上に、たとえば行政整理を計画の上で見ると、あるいは国の旅費物件費の節約以上に地方の旅費物件費の節約を要求する、あるいは公

共事業費の節約以上に地方の単独事業の節約を要求する、こういうふうなことはいたさなかったのであります。ただ本年当初だけは特別の緊縮予算、健全財政の方針からそういうようなきついことに相なったわけであります。それを先般今回のこの百六十億の特別財源措置というふうなことの関連にお

計画の修正をして元に戻したわけであります。従いまして、地方財政計画におきましては国の節約方針以上に地方財政計画の上において節約をしないと、いろいろなことは一切いたしておりません。ただ今御指摘の点は、個々の具

体的な団体においていろいろやってゐるではないか、こういうわけでございしますが、それは地方財政計画の上にたゞまゐり、たとえば昇給の財源と

いうものも二・五％見込んでおるけれども、実際地方においては昇給停止をやっておる。こういうわけで、これは地方財政計画の基礎それ自体をさらに私ども考え直さなければならぬ。その根本は給与の問題でございますか。

ら、給与実態調査をやって明確にいたしますならば、給与関係の今御指摘のありましたようないろいろな経費についても、これはおのずから合理化できるので、その関係において私どもは最終的に調整をして参りたい、こう考えておるわけであります。

○加瀬完君 私がついて参りますので

は、これは調整すべきであるとか、あるいは増額するべきであるとか、そういう点を伺っておるのじゃない。結局自治庁は地方に対しまして相当の節減をさせておる、その節減といいますが、緊縮の度合いというのが、国よりも

三十年度地方財政計画においては、地方の方に相当はるかに強いものであるということをお認めいただけるか、いだけないかということなんです。

○政府委員(鈴木俊一君) これは自治庁がさせておるといいますよりも、各団体の今日まで深刻になりましたこの赤字状況がそうさせておる、こういう

す。その事実は私も認めます。

○加瀬完君 それからこれは長官にぜひお答えをいただきたい。というのは、今度の年末手当のプラス〇・二五というものを支出するについて、中央官庁は節減分によってこれをまかなう

ということを言っておる。百六十億の交付税相当額を地方に交付するについての財源も、八十八億の公共事業費を回したい、あるいは四十二億の一般経

費を節減をいたしたい。してしかもな  
お〇・二五を十二分に出し得るところ  
の財源というものを中央官庁は持つて  
おる。事業官庁でもない自治庁にいた  
しまして、法務省にいたしまして  
も、どういう形でこれを出しておるの

か、少くも出し得る余裕財源というものがあるとわれわれは認めざるを得ない。ところが地方は投資的経費を、単位費用を上げて一応百六十億ふやしたといったとしても、この給与費の実態調査が出て、これから相当の作業が続けられない限りは、昇給の問題も、日増直の問題も、超勤手当の問題も給与

關係等というものはさっぱり増額されない。そうなつて参りますと、〇・二五をいろいろ切つた上にも出し得るところの財源のある中央官庁と、今度地方の各府県にしても、市町村にしても、節減の極点にまで節減をしておる

ところの地方と同じような〇・二五の財源措置ができるというふうにお考えになつておられるかどうか、この点を長官に伺いたい。

○国務大臣(太田正孝君) 今回の期末手当の増額の問題は、申し上げるまでもなく大へん押えられておりました今までの人事院の勧告を入れてやったの

算の範囲内においてであったと思いますが、始末したり、あるいは節約をしたたりして出そうということで、まだそれは全部出るということはこれからの問題になっております。申し上げるまでもなく地方と国家公務員との関係は、

同列にと申しますか、右へならえの方  
式でいくべきものでござい事なるから、  
私どもはそれを期待しております。国  
の方が節約、あるいは予算上の措置

によってやっていくというのに対して、今回の百六十億円というものは、それは関係を持っておりません。百六十億円のこの臨時措置さえも、今やっておる節約を続けていかなければならぬときに、さらに節約によって財

源を生み出すということとはなかなか困難な団体であろうかと思えます。でそれにつきましても臨時には短期融資をいたしますが、結局の問題というものは、昨日衆議院において付帯決議もありました通り、年度内あるいは次の通常国会におきましてその措置をとって行きたい。またとって行くべく努力し

たい。こういう考え方でございます。  
○加瀬亮君 百六十億かどうかという  
ことではなくて、国は〇・二五でも予  
算的措置か、あるいは運用上の措置か  
しりませんが、一応出し得る、どうい  
うふうにして出すかということはあと

に問題が残るとしても、出すことは確  
実だ、出し得ることは確実だ、こうい  
う現状と、出そうとしても出せない、  
短期起債を許すといつても、短期融資  
をさせるといつても、短期融資すれば  
その金を払わなければならぬ、あとで  
始末をどうすればよいか悩んでおる地  
方と、節減度というものの対して國よ



りもはるかに地方の方が節減の極点にきているのだと、こういうような地方の方は、緊縮あるいは節減の度合いが非常に強いということをお認めいただけるかどうか、こういうことが私の質問の主眼なんです。

○国務大臣(太田正孝君) 大体におきましては御説のように感じます。

○加瀬完君 どうも心細い話で、大體感じられておりますので困るのであります、もしそれをお認めになるならば、○・二五のプラス支給について、大蔵省に地方財源の困窮の度合いというものを十二分に説明して、少くも○・二五というものを中央と同じような節減の方式で生み出す財源的措置をしてもらわなければならぬともしないというのを御交渉にだけしたいのだと思ひますので、そのとき大蔵省の一体態度というものはどういふお答えでありましたか。あとで大蔵省に聞きますから、長官に伺つておいてまた伺つた方がはつきりしますので、その点伺いたいと思ひます。

○国務大臣(太田正孝君) 私としては今お話のような点につきましては、地方財政の現状から見ても心配してまいりたいということをお申しました。しかし國の方で節減を唱えておるとき、それにそらえてそれをやうて行こうというのでございますから、地方でそれだけ、もうすぐその問題を解決したものとしまして、金額なりあるいは相当分なりを財源措置して行くというわけには、全部の調子の上でこれは國の方にございまして、必ずしも國全部が節約、あるいは予算措置で行けないもの

もあるうと思ひます。たとえば防衛庁でございましてかいうところは、手の出ようがないのでございまして、そういう問題とからみまして、結局これはやうてもらふことを期待すると同時に、節減し得るものはやはり國と足並みをそろえて行くという、政府の一本の方式でやうて行くよりはかはなかるう、別に地方もこれで楽になるという意味ではございせん。従つて今言つた短期融資の問題も、ここに加えたやうなわけではございせん。財源措置としてはあるいは不十分であるかもしれませんが、結局この問題は押し詰めて行けば、年度内に何とかしなければならぬ、ことに百六十億圓の問題にしても補正を要するのでございせん。それから、そのときの問題として解決しなければならぬ、こういうような点を大蔵大臣と話し次第でございせん。

○加瀬完君 長官がいろいろ御配慮下さつておりますその御誠意というものは、われわれ疑うものではないと思ひます。けれども、むしろ感謝をいたしておるわけではございせん。ただ長官の地方財政については、もう相當の逼迫の極点で、節減といつてもそういう節減で、余地在ないのだという御認定に立つての御交渉と、やはり國と同じような程度節減はできないながらせなければならぬというお立場では、今後財源措置についての結論の出方もまた違つてくるのではないかと。そこで地方と國を素朴に端的に言ひなされたとき、それは地方にもいろいろありますけれども、大多數の地方団体は、國以上に非常に財政逼迫に底をついておるのだ、國の何らかの措置を講じない限りは、こういう○・二五といつたような場

合の措置といふものは、もうほとんど個体独自では不可能に近いものの数が多いという御認定で知られるのかどうか、ということだけを伺つて、お答えをいただければ私はいいいです。その点はどうか。

○国務大臣(太田正孝君) やはり相當数は多いと思ひます。全部ということはおもひますし上げません。

○高橋進太郎君 ちょっと関連してお尋ねします。今加瀬委員から質問がございまして年末手当の節約の問題についてちょっとお聞きしたいのです、この國家公務員の場合の節約と言つても、結局流用する費目、節約する費目というものは、旅費とか超勤とか、あるいは物品費とか、そういうものから抽出するところだと思ひます。これは、御承知のように、國家公務員では一人当りの旅費、超勤、物品費といふものがある程度きまつてゐるわけ、それをどうあつたかといふことになりまして、ところが、地方公務員の場合は、警察官であるとか、特に学校職員のように、旅費と超勤がほとんどないところの職員のウェットが非常に大きなウェットをなしてゐるのです。従つて、そういう意味合いで、地方公務員の場合において節約という余地がきつて少いというのか、特に学校の先生なり、警察官のボーナスをそういう形において出すということになると、節約する費目といふものはほとんどないと言つていいので、その点が非常に地方財政では國と同一の節約の方法によつて非常に困難だと思ひますが、そこいらの御考慮なり、御配慮なりはどういふふうにお考えになられたか、その点を一つお聞きして

おきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 國の方の立て方は、たしか人件費を中心にして移用をする、流用をするという考え方でございしますが、その考え方を地方の場合もやはり原則としてとつていただくと、いふことにならうかと思ひます。しかし、人件費は非常に窮屈になつてゐることは事実でございまして、やはりその人件費のみに限るということではなくて、歳入、歳入全体の予算を見ていつて……歳入と言つて何ですか、歳入予算全体を見て参りまして、節約をはかつていただく、こういうことにならざるを得ないかと考えております。

○高橋進太郎君 そうすると、今の話だと、地方財政全体について、この言つて、事業費や何かカットすることになると思ひますが、ただ、私が非常におそれるのは、今申し上げた通り、ほとんど流用する費目のない学校の先生といふものが、府県においては特にウェットが重いのです。そこいらの配慮といふこと、そういうものを聞きたいといふこと、それから短期融資、短期融資といふけれども、大蔵省側は、いや去年も短期融資を申し込んで来た府県は四県きりなかつたのだから軽くやれるのだ、という言ひ方をしている、府県側では、いや、ほとんど大多數が申し込んだのだけれども、事実上短期融資を貸してもらえなかつたのだ、こう言つてゐるのです、が、昨年度と比較にならぬ地方財政の困窮状態を前提にして、短期融資の今年度の取扱いはどういふふうになつておるのか、そこいらの御折衝の模様となり、御配慮の模様をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方団体で、節約をいたします場合に、教育関係の職員とか、そういう予算上節約する余地の非常に少ない場合の点の御心配はごもっともでございしますが、これは節約し得る限度においてしか節約はできないのですから、節約できないところは、結局その団体は、○・二五ですが、そのまますかどうか、額の問題にも反映して参りましょう、また一定の額を出すということになりました場合におきましては、その点の資金措置をどうするか、こういうことになるわけではございまして、お話の短期融資の問題が出てくるわけではございせん。短期融資の場合には、結局財政調整資金という名においてそのワックから出される、こういうことになるわけではございせん、これは、總体の財政調整資金のワックは、昨年末に比へましておおむね同額程度を維持し得るようになりておりますので、今回の百六十億の措置等と考へ合せて参りますといふと、資金繰りといひましては、何とかやうていただけるのではないだろうか、こう思つております。ただ、御心配のように、昨年はほとんど金を貸してもらえなかつたというお話、それはその通りでございしますが、昨年は大體○・〇五程度、こういうのを基準として計算をいたしまして、全体でたしか十億程度でございまして、これをかりに府県別にいたしまして、ごく少い額になるのであります。そういう少い額を借り入れの、非常にむづかしいいろいろの借り入れの手續、あるいはその際いろいろの審査といふことがとてもたまらぬ、こういうやうなこ

も手伝いまして、結局において借り入れをしたところが少くなつたかと思ふのでありますが、本年はやはり〇・二五といいたしますと、額といいたしまして五十八億、不交付団体まで入れまして五十八億程度でございますから、相当の額になりまして、団体によつてはやはりそういう短期資金の融通を相当程度受けなければいけない、普通の平均規模の県で〇・二五と申しますと、やはり五千万前後の金になります。義務教育の半額負担をかりに千四、五百万としまして、三千五、六百万くらい、平均規模の県ではやはり負担を生ずるようなことになりまして、その辺のところを府県によつては節約をお願いしなければならぬ、こうなるかと思ひます。自治庁といいたしましては、主として都道府県でありまして、そういう県の財政状況をよく承知しておりますから、わき役になりまされども、大蔵省の方にもよくこれは趣旨を徹底するようにしたいという意味で協力をしたい、こう考へておる次第であります。

○高橋達太郎君 今鈴木政府委員のお話を聞きまして、ちよつと氣になりまして、今度の国家公務員の引き上げについて、府県の状態においてはそれはどうなるか、言葉をちよつと濁されたのですが、その点をちよつとはっきりしたいと思ひますのは、これは各府県なり地方団体とも国家公務員の例にならつて、今度の年末手当はやはり例の率だけは大体出していいと、こう了解していいでしょうか。というのは、節約する財源のないところはそういう手当は出せないのだ、あるいは出さないのだと、こういうことに了解するの

か、それはそれなりに、出すのは出せ、金繰りの都合は短期融資なり何なりで、従つて、節約したりなんかで、その不足分については他日その状況に依つて国が地方財政に対してその分の措置をする、こう了解していいでしょうか。その点を一つはつきり。

○政府委員(鈴木俊一君) 今回の法律の制度上の建前といたしましては、各省各庁の長の定める〇・二五の範囲内の割合で支給することができると、こういうことになっておるわけでございまして、従つて、各省、各庁の長の示される割合が必ずしも一律にならない、それは予算の關係等もあると思ひますが、従つて、でございまして、得る制度上の建前にはなつておるわけで、そういう意味で、結局地方と各各の団体が任意にきめる、こういうのをそのまゝ、例による場合におきましてももつていくわけでありまして、一応制度上はそういうことになつておるわけでありまして、ただ実際問題として問題を考えますと、国という一つの雇用者が使つておる公務員でございまして、どの省に勤めておられますやうとも、やはり勤勉手当なら別でございまして、期末手当である以上はやはり甲の省に勤めておられます、乙の省に勤めておられます、同じように給与上処理されるべきだ、こういう一つの議論もあるかと思ひますのでありまして、実際の動きとしては、あるいは国の公務員について皆同じような形になるか、もしもと存するのであります。そうなりますと、今度は地方にそういうこととがまた反映いたして参りまして、例によるという場合には、実際そういうことになる、どういふことになるわけ

はありまして、各地方団体でも、ただいまお話のような格好で、〇・二五をめぐりまして大体その程度のところを支給されるような結果になることも推察されるわけでありまして。

○高橋達太郎君 どうも鈴木さんのやつがはつきりしないんですが、今言う通りやはり国家公務員の例にならつて、これは実際問題として法制的建前はどつちであらうと、やはり今度のあれできめて、増額支給になると思ひます。従つてそれが各府県なり各市町村でやはりそれに準じて出して、その実情に応じてやはり国で措置する、こう承知して、いんじやないかと思ひますが、どうもあなたの言うのだと二様にされるので、苦しいところは増額支給をしなくてもいいんだし、また逆に言えば、そういうやり方もあり得るんじゃないかと、いうことになりまして、今言う通り、府県なり市町村において非常に迷うのです。というのは、一番迷うのは府県じゃないかと思ひます。まあ学校の先生が大勢来て、国がそうきめてもこの際〇・二五はあるいは増額支給しないのだと、こういう返事もできる、しかしそれがどうしても国の方でバック・アップするのだからこれはやるの、やれるが、国の方でバック・アップしてくれろ、というあれがあれば、それはやはり国家公務員並みに断行すると、こういうことになるので、そこらがいづつでもあいまいであつた、そのためにこれは問題になるのですが、その点を一つはつきり特に大蔵省の交渉その他においてどう見ておられるのか、それを示していただきたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほど申し上げました制度上の、今の建前の問題と、それから実際の運用上の問題と、やはり二様あるかと思ひますのであります。私は実際の運用上の問題におきましては、御指摘の通りの結果にならうと考へますし、また財源の点も允許ならば、これは各地方団体がやはりその繰り地方公務員全体の方から申しまして、もつていただくと思ひますのであります。従つて資金措置というものは、私どももいたしましては、〇・二五を各地方団体が全部支給するものと仮定した場合に、どれだけ要るか、また財源措置の問題をいろいろ話をします際に、おきましても、そういう建前で考へて、どれだけ要るか、こういうことで折衝しておられますので、たとえば〇・二五が今少し減らした額で、これだけの財源措置が必要だ、こういう意味ではないのであります。財源措置なり資金措置の話をいたします場合には、全体支給する場合にどうなるかというところで、こういふことと考へておられます。その考へ方一つ御了承をいただきたいと思います。

○委員長(松岡平市君) 私からもちよつとお聞きしたい。あなたの御答弁だと、財政措置がつくなら、今やつていうわけでありまして、今やつていふのは財政措置がつくなら問題にならないので、財政措置がつかないという前提に立つて、そういう府県においてつかないから〇・二五をやらなないのだ、こういうことを言わなければならぬのだ。財政措置はもうつかないと初めからわかっている、それだから問題になつておる。その場合でもいゝゆる短期融資というものは借りられないのだから、あとはまた衆議院の付帯決議の趣旨から言つても何とかしてやらなないだろうが、地方公共団体はやはり政府に右へならえを全部してもいいのだ、こういうことを聞きたいのです。(それは無理だと呼ぶ者あり)

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまの点ですが、私もいいたしましては、實際上の結果は〇・二五を各団体が支給せざるを得ない格好になるのではないかと、こういうふうな考へておられます。従つてそれに対する財源措置の問題も御指摘のように全体の問題として、どう考へるかというところで考へておられますので、御心配のような点についてはおおむね同じ結果になるのではないかと、同じことではないかというふうな考へておられます。

○加瀬完君 お話がわからないわけでもないのだが、ところが資金繰りが地方でできるであらうかというふうな想定がどうして立つたかということなんです。たとえば三十年の財政計画で行政整理の面で五十五億削減するの、生かしておいて、それでこれだけで年末手当〇・二五やとして、地方のやりくりがつくかということを考へることもおかしいじゃないか、こういう節約をされてあるのだから〇・二五やすなら当然大多数の地方団体に対しては、自治庁なり政府においてこれは財源措置を講じてやらなければ運転がつかないという御認定が先に立たなければおかしいと思ひます、その点ど

うなんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまの点は先ほど来、高橋委員から御質疑があった点でございます。節約ができないところ、それは、それ以上節約しろと言つてもできないのでありますから、それから先のことはもし〇・二五を支給しようということにいたしますならば、結局短期融資をいたすほかないのであります。短期融資によつてこれを支給する、こういうような形になると思ひます。この場合に先ほど委員長からも御注意もございましたが、財源さえ許すならば、それに常に制約されるかという、そういう建前にも必ずしもなつてないかと思ひますが、そこらの点は自主的にこつちにかまされておるわけです。

○加瀬完君 その支給をしようとするならばということではなくて、当然これは支給しなければならぬであらう、だから財源措置のできないところは融資関係でも何でも自治庁として心配してやらなければならぬならぬのじゃないかという好意の配慮があつたかたがたかという問題です。

○政府委員(鈴木俊一君) その点は先ほど来申し上げておりますように、自治庁といたしましては各地方団体が〇・二五をめぐりて支給される場合に、全体として幾ら要るか、こういうことを常に計算してそれだけの措置が必要であるということをもつて関係の筋には要望しておるわけです。

○小幡治和君 先ほど鈴木次長が地方庁としては人件費の節約の余地はない、ということは大體認めるというわけですね。そうすると人件費の節約の余地がないということになれば、人件

費以外のいろいろな方面、たとえば事業費を削るとか、社会政策費を削るとか、とにかく予算全体の節約をして、そこから捻出する、それができない場合には何か短期融資を考へる、と言われたと思うけれども、私はこういう教職員などの年末手当なんというものは、公共事業費を削つたり、あるいはまた社会政策費を削つたりする筋合いのものではない、本質的にそういうことをやつてはいけないと思ふのです。それを節約してそういうものを削つて出すということを言われることが、これは、非常な僕は間違ひじゃないかと思ふ。それはできるでせぬの問題じゃないかと、やっちゃいかぬことで、教職員の年末手当、また職員の年末手当というものは、一般の県民並びに市民の最も公共福祉に重点的にあつて行くべき事業費なりそのほかの予算を削つて、一休出せるものか出せないものか、これを出す自体は問題だと思ふ。そうすると人件費といふものの中で節約できる可能性があるかないかという問題、これは人件費でもないかといふとすれば、当然こいつは何か財源措置を講じなければならぬことは当りまえのことなんです。まずその点について鈴木次長の見解を伺いたいと思ふのです。節約のやり方を、どうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 先ほど申し上げました人件費の節約の余地が全然ないという意味で申し上げたものではございません。人件費の節約の余地があればあると、これを節約してもらつたのが第一義であるということも申し上げて、なお、その他におきまして、予算の流用、移用といふことで、できる限度においては他の費目におい

て考へるのもよからう。こういうことを申し上げたので、事業費を、たとえば教育関係の人件費の方に回すといふことは、これはちよつとできないと思ひます。まあ公共事業費なり、単独事業の事業費、雑費等で支弁をして、職員については、その中で若干の調整はつこうかと思ひますが、そういう場合以外には、ちよつとそういう流用と移用とかいふことは困難だと考へております。従つて私申し上げましたのは、今申しましたような趣旨で御了解を願ひたいと思ひます。

○委員長(松岡平一君) ちよつと御質疑中でありまして、大蔵大臣の出席がありまして、太田自治庁長官は予算委員会に出席のために、早川政務次官と交代いたしました。大蔵大臣は予算委員会の方で、ぜひ一時にははいし、こういうことであります。食事もおとりになる時間が必要だと思ふので、かれこれ勘案して、もつぱら大蔵大臣に対する質疑を展開していただくたいと思ひます。なお、大蔵大臣は、この後にもここで質疑が終らなければ、あとで来ていただくように予算委員会とも交渉いたしますから、そのつもりでお願いいたします。

○小幡治和君 まず再建促進法の関係からお聞きしたいと思ふのですけれども、再建促進の中において、二十八年度までのいろいろな赤字に対して今度二百億配慮するといふことなんです。二百億を考へるといふことになつたが、それは四百六十二億を基礎として二百億を考へるといふことになつたと思ふのです。そうすると、二十九年年度さらに六百五十億といふものが決算をやつて赤字になるといふことを言われておりますが、先ほど自治庁の大蔵に

お聞きいたしますと、三十一年度さらに三百億といふものを赤字財源措置として考へているんだといふことなんです。まずこの点について大蔵大臣は、今年度は二百億、来年、さらに三百億といふ点について承されておられますかどうかですか、その点一つ。

○国務大臣(一萬田尚登君) 来年度の赤字分、これは幾らの金額になりますか、来年度においては赤字が出ないやうに、二十九年年度までを再建整備法でやつて、三十一年度には今回の措置をとり、三十一年度においては赤字が出ない地方財政を再建整備するわけでありまして、

○小幡治和君 それは来年度といふか、三十一年度に出すといふ意味じゃないのです。一応二十九年年度までのものを二百億としたわけですから、そのあと、なお不足分に対する来年度は三百億といふものをやつて、合せて五百億でもつて赤字解消といふものの財源に充てて、こういう答弁ですが、それに対してどうですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) よくわかりました。二十八年年度で二百億としてありますが、二十九年年度に幾らこれを入れるか、どうしてもこれは増加するのであります。幾らになるかは、まだはつきりわかりません。

分五厘とにかく払つておる。まじめにやつておるところは政府の低利資金を借りて六分五厘、そうして将来も公債費をそれでやつていかなければならぬ。しかし政府の低利資金を借りて、勝手にあつちこつちから借りちりかしてやつたものが三分五厘で払つていて、それで済むんだという考え方がつては、非常に不公平だといふ気がする。それとともに、もう一つは、政府の低利資金そのものの利率が少し高過ぎるという感じがするわけです。そういう面について、自治庁大臣にお聞きしましたところ、自治庁大臣としては、来年度なり、何なり、政府の低利資金といふものを下げるように考へたい、また考へなくもやいかぬのだといふことを言われておりますが、大蔵大臣はどう思われますか。

○国務大臣(一萬田尚登君) せつかくこの整理をやつて財政をととのえたところ、ととのえない赤字の出ているところがある。金利は安い感じがする、こういう点についてどうもそれは不公平じゃないかといふような御質疑のようでありまして、これは元金は将来返さなければならぬ。三分五厘の金利は安くしてあるのではありませんが、この金利は払つていただくという状況であるのでありますから、一応地方財政の赤字を処理する上からは、私はやむを得ない処置だろつと思つております。

○委員長(松岡平一君) ちよつとその点につきまして、森永主計局長みずからお答えを願ひたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 放漫な経営をやつて赤字が出たところ、結局安い金利負担になるのは、公平の観点から困るじゃないかといふような御意



見と拝承いたしますが、その点は私ももまきにその通りだと存じます。従いまして利子補給をするにいたしまして、やはり限度があるわけでございまして、政府の原案におきましては六分五厘を限度といたしてございまして、これは衆議院の修正で三分五厘というふうな修正にもなつたわけでございまして、ただいまこの段階で私どもがこの案につきましてとやかく申し上げるのはいかかかと存じますので、その点につきましては意見を申し上げます。差し控えたいと思ひます。

○委員長(松岡平市君) いや、ちょっと違ひます。そういうことじやない。全体の地方債の利息が高過ぎる、それを安くしなければならぬということの委員の意見もあつたし、自治庁長官も、もつともだと言つたんだが、これに對して大蔵省はどう思うかということをお聞きしたんです。その点について御答弁を願ひたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 本来の地方債という立場からとりますれば、これはやはり公募ということを考える。公募というところになりますと、その公募の部分については、全体の金融行政、これは一貫した社会資金、国債、社債、すべてその関連において私は金利は考へて行かなければならぬ。ことに特殊の場合に、言いかえれば、救済とかいうような意味の、こういうような赤字のたな上げというふうな、こういうものに対する地方債の金利は、私はやはり特殊に考へていかなければならぬ。それで今回は三分五厘というふうになつておるわけでありまして、それは要

するにそういう問題はそれですがしかし各地方団体が仕事をする場合に、政府の低利資金をお借りします。政府の低利資金というものは今幾らですか、利率は六分五厘でありますね、六分五厘でお借りして、そうしてまじめな団体は政府の監督下において、政府の承認を得て六分五厘で借りて仕事をしています。まじめな団体は、これはいろいろなところから勝手なものを借りてやっていると、まじめな団体に対する今度赤字財源ということで三分五厘にして、三分五厘払えば、あとは政府で見てやるということに今度衆議院の修正によつてなつたわけであります。そうすると、まじめに政府から借りてやっていると、まじめな団体は六分五厘でいかなければならぬ。その六分五厘自体が今日の地方の実情から見ても、まじめな団体の実情から見ても、政府資金の利率そのものが高過ぎると思ひます。これを低くしなければいけないということなんです。この問題について自治庁大臣は、なるほどその政府の低利資金の利率というものは、金利低下の現況において高過ぎると思ひます、将来下げなければならぬ。来年度くらいにこれを考へなくちゃならぬということをお聞きしたんです。この問題を大蔵大臣としてどう思われるか。政府の低利資金利率引き下げの問題です。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私の考へでは、なるほど御説のように、まじめな、ほんとうに骨を折つておる地方団体が六分五厘で借り、赤字を出したものが今日三分五厘で借り、これは不公平じゃないか。これは私もその点だけについて私は思ひます。思

います、今度三分五厘の金利を特に出すというの、赤字団体について何らかのやはこの救済についての手を打たなくてはならぬという特殊の意義をもつてやつておるのであります。ちやうどまあ病人については特に政府の手を差し伸べて病院に國家の費用で入れることはやむを得ないが、しかし健康体の人は自分で入るというふうな点の考へ方もあるものであります。六分五厘の金利自体は、これはやはり安いのであります。政府の資金が出る、その資金源になつては預金部の資金コストがやはり六分五厘で、実はもうとんとんで出しておるわけです。これを全体としてお考へ願ひたい。むしろこの三分五厘は特に特例でこういう例を出しておると、こういうふうに私としてはお考へを願ひたい。むしろやはりその間に公平、不公平の点はありますが、これはまた別途に、単に赤字団体について金利が安いから得をするというのでなく、たとえはほんとうに三十一年度において将来赤字が出るようにするために、赤字を非常に出しておる所については思い切つたいろいろの整理もしていただかなくてはならぬ、こういうことにもまたなるので、むしろそういうところでやはり埋めをする、こういうふうなまにあお考へを願ひたいと思ひます。

○小幡治和君 今のせつかくのお答へですけれども、まあ健康体だというの、健康体ではないのです。もう侵されておるのです。ということはなぜかという、公債償還費というものが非常に多くなつてきている。公債費というものが相当多くなつてきている。六分五厘

ですつとよつてきて、相當の府県、中以下の府県はつと公債償還だけに自分の県内の租税から手数料、使用料の、要するに県内の租税収入全部を公債費に充てている。それでも足りないというふうな事態に立ち至りつたわけなんです。今までの赤字団体に対しては三分五厘。赤字があつたからかわいそうだからというのですけれども、そういうかわいそうな団体がそういうガンを保持しているわけです。要するに六分五厘のやつを自分の租税全部で払わなくてはならぬという事態になつてきているというふうな面に対して、過去にわたつてそういう公債費の金利というものを低下して、そうしてそういうものを将来赤字ならしめることにするおのりです。それに対して全然考へられないとおっしゃるのですか、それとも考へ得るとおっしゃるのですか、その点はつきり一つしていただきたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今のお話のような点については、まあ基本的には私はこの地方団体の仕事の量と財源の關係にやはりとがあつて、仕事の分量に應じた財源が要する。ともすると従来それを借入金、あるときは地方債の発行によつていたしたというふうなことが私はあり得たと思ひます。それが非常に地方団体に対する今日の公債費等の誘惑になつておる。これは今後、少くとも三十一年度以降においては私は改めた。ほんとうに地方債の発行によるのは、地方債の発行に財源を求むることが適當である、こういうふうなものに限るような形に、なるべくそういうふうな形に持つていく。全体とし

て今後整理を加えていく。そういうふうな考へて参りますれば、私ここでまあ公平の点からおつしやられると、その点だけはなるほど私もそう思ひますが、今後の地方の財政は總体として健全化もしていくのでありますから、なるべく正常な形において進んでいく、そういうふうな考へていくわけ

○小幡治和君 はつきりしませんか。……  
○委員長(松岡平市君) 委員長から御注意申し上げます。大蔵大臣の御答弁は、小幡委員の質問に對して明確な御答弁だと考へません。  
なお、小幡委員から発言をしておられますけれども、時間が非常に少いようであります。他にもこの機会に大蔵大臣にぜひだしておかなければならぬ点を持つておられる委員がたくさんおられますので、一応小幡君の質問は留保していただきまして、別の問題について……

○國務大臣(一萬田尚登君) まあこういうことは十分申し上げていいたいと思ひます。今後金利はやはり低下させる、低下していきま。むしろ預金部の資金コストの問題もありまして、そういう關係から金利も下りますから、そういうお説のような点について全然そういうふうなことは考へていないというところではあります。検討は加へるが、今ここで下げるというお約束もいたしかねる。全体の關係を見て考へる。かように考へておられます。

○加瀬亮君 百六十億のこのたびの財源措置について、自治庁長官の御説明によりますと、地方制度調査会の昭和三十年度の措置に関する答申と國家財政の緊縮方針とをにらみ合せてこの百

六十億というものを財源措置をしたと、こういうことでございますが、大蔵大臣も同様にご了解されておると思いますが、そう了解してよろしうございますか。

○国務大臣（一萬田尚登君） よろしうございます。

○加瀬完君 そすると、裏から言うところ、国家財政の緊縮方針のツクの中で、昭和三十年度の措置に関する地方制度調査会の答申を受け入れられるだけ受け入れたものが百六十億と、こう解釈してよろしうございますか。

○国務大臣（一萬田尚登君） よろしうございます。

○加瀬完君 そらなって参りますると、国家財政の緊縮方針ということになります。国家財政の緊縮方針というものと地方の緊縮方針というものは同一と言いますか、同じレベルと言いますか、国が非常にゆるく地方が非常にきびしいと、こういうことには大蔵大臣もよまお考えにならないと思ひますが、財政緊縮は地方も国も同様であると考へてよろしうございますか。

○国務大臣（一萬田尚登君） はい、よろしうございます。

○加瀬完君 大蔵大臣は国家財政の緊縮の度合いと地方財政の緊縮の度合いは、自治庁の見解をもつてすれば、地方は非常にきびしいと、こういう判定を下しておるのであります。数字もいろいろございしますが、時間もございませぬので、これは省きますが、地方財政が国家財政よりも節減の方針が非常に強くなつておるといふふうにお考えになりますか。

○国務大臣（一萬田尚登君） 私は特に地方の方をきびしくするというふうには

は考へておりませぬ。

○加瀬完君 数字を出すことは恐縮なんでありますが、たとえば昇給などにいたしましては過半減の府県は昇給を延伸してあります。日直、宿直手当につきましても超勤手当にいたしましては、たとえば前者には国が三百六十円と押えておるのを地方は二百円あるいは二百四十円程度にとどめておる。超勤手当の方は給与費の六、七％と押えておるにもかかわらず地方は三、四％の所が多い、これは自治庁が認めておる、こういうような点をお考えになりまして、やはり節減方針、緊縮方針は大体その強さが同じだとお考えになりますか。

○政府委員（森永貞一郎君） その問題は具体的にはいろいろ問題があるかと思ひますが、大臣が今お答えになりましたのは、あるべき姿の国家財政、あるいはあるべき姿の地方財政ということをお考えした場合に、その節約の度合は大体同じになるようにということから従来ずっと指導をして参つておるのであります。たまたま地方財政におきましてあるべき地方財政の規模——これはいろいろ問題もあつますが——と考へられておりましたものに對して、たとえば給与経費が多過ぎる、あるいは事業費が多いという場合に、その部分がやむなく節約の度を越しておることはあるかと存じますが、あるべき姿の国家財政あるいは地方財政に對する節約の度合いということでは、同じような歩調ということから従来考へられて参つたと、こういう趣旨に御了解をいただきたいと思ひます。

○加瀬完君 それは当然のことだらうと思ひます。しかしあるべき姿はそれであつても現在ある姿というものに階段があるということ、これはある程度主計局長もお認めになつておられますから、そこから次の質問を發展させたいと思ひます。

そういう現状であるといつたしまして、国の方からの交付税に相当すべき支出は百六十億で足りると、三十年度の一応給与費を除く財源措置が百六十億で足りると、また百六十億以外には出し得ない、とお考えになりますか。

○政府委員（森永貞一郎君） これは立場々々によりましていろいろな見方もできるかと存じますが、私どもといつたしましては、百六十億の財源措置で何とかやつていっていただけるものと考へておりますし、また国家財政の観点からいいますれば、この辺が限度であるといふように考へたわけでござい

ます。

○加瀬完君 限度であるとおつしやいます。またもとに戻つて、緊縮方針の度合いになります。たとえば今も自治庁とはかの委員の間の応酬があつたのであります。今年年末手当はプラス〇・二五でありましたが、中央は八十八億という公共事業費を回して、四十二億という一般経費からの節減をして各官庁とも〇・二五がどこからか出せる、こういう状況です。ところが地方は人件費といつたつて初めから行政整理などに伴う財源として五十五億の財政計画をとつておる。旅費、物件費とも八十四億をとつておる。こういう状況では、どうしても出し得ないのではなかつたかという議論もあつたわけでございます。こういう二つの点を對比してみますと、国は地方より

も余裕財源があるといふふうに私は考へられるのです。それならば百六十億でもっと出し得る余地があるならば、出せるというならば、百六十億では赤字の解消は当然でないのだから、もっと出せる余地があるのだから、もっと出し得ないではないか。こういう議論が成り立つと思ふのですが、この点どうですか。

○政府委員（森永貞一郎君） 国の方といたしましてはこの辺が限度であるといふことを私も申し上げておるわけでございます。この百六十億を繰出すにいたしましてはなかなか困難を冒しておるわけでございします。その点は何とぞ御了承いただきたいと思います。また御例示になりました年末手当の増額分、これは葉々に私どもは繰出できるとは考へておりません。各省につきまして一々計数に当りまして人件費の余裕額がもしあるとすればそれをまず先に出していただく。ない場合には物件費、その他あらゆる困難を冒してこれを繰出していただいて、何とかなるのじゃないかといふように考へておるわけでございします。地方につきましても非常に簡単に参ると私ども思ひませんが、しかし国でやつておると同じように御工夫を願つて、何とか所要財源は繰出していただけるものと確信をいたしておるわけでござい

ます。

○加瀬完君 国と同じようにといひますけれども、そういう余裕財源があるかないかということになると、国は一体こういう問題をどうしているのかといふ一つの問題として、防衛庁の繰越予算額についてお答えを願ひたいと存じます。たとえば二十六年度には百五

十一億の繰越額、保安庁費の四九％に當る。それから二十七年には二百八十億、これは四八％、二十八年度が四三％、二十九年度でも二百三十四億で、三二％に當つておる。こういう繰越しをしておいて、なおほとんど不用額として返済したものが総計すると六十億近くある。こういう余裕財源というものがあるわけですか。これは大蔵大臣の御承知のように、防衛庁におきましては新規設置の關係からいろいろの調度もそろわなかつたためといふことを言われかねないけれども、會計検査院の報告をもつても、買ひ過ぎるくらい買つておる。それでもこれだけ余つておる。こういうようなことは与党の代議士会でも問題になつたやうでございしますが、こういうものには一切触れないで、百六十億といふものを公共事業費、その他から無理に繰出して、もうないないと言つておられますけれども、こういうたくさん繰り越されるべきところの財源といふものに手を触れないのは一体どういふわけなのか。

○国務大臣（一萬田尚登君） 防衛庁費等におきまして、特に防衛庁で繰り越しが多いということについては、これは私もおもしろくないと思つております。なるべくこれを少くしていきたい。従ひましてこの繰り越は次第に今減少してきておるわけでございします。しかし今御指摘の二百三十四億につきましましては、これは防衛分担金の交渉の際に、防衛庁費が八百六十八億それに繰り越し二百三十四億、こういうふうな事態を前提として防衛庁費の分担金の削減といふことも行われた格好でありまして、今これをすぐに他の使途に

使う財源にするという事は非常に困難であるのであります。

さうに御了承を願います。

○中田吉雄君 この問題は再軍備を認めるという立場からも防衛関係の経費については、たとえ昭和二十八年の会計検査院の決算報告、国会に出てくるのを見ると、自衛隊員諸君の病院に入つて使う脱脂綿とガーゼを三十年分買つて、それから非常な精密な空中写真をとるフィルムをその写真機はないのに、しかもそのフィルムの保存期限はきめて限定されているのに三百万も買つてゐる。權威ある会計検査院がそれと見た報告を国会に出してゐるんです。そういうことをもつて見れば、防衛分損金の削減についてもそういうことを締めたていささかも私は……、非常にアメリカの関係を考慮されてゐますが、脱脂綿を三十年分、しかも写真機はないのにフィルムを保存期限はきめて限定されているのに三百万買つてゐる。まだ数え上げれば切りがないほど。しかもこれは權威のある会計検査院の国会並びに内閣に対する報告に出てゐるんです。こういうことは一つ……、他の方については非常に、特に地方財政には假借なき圧力を加えてゐますが、そういう点を、対米関係もあるでしょうが、貴重な予算ですから十分の御配慮をお願いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 今申し上げましたように、そういう点は今後特に注意を加へていきたいと思ひます。

○加瀬完君 大臣とそれから主計局長とに伺いたいのではありませんが、それは大臣は二百三十四億というものは、これは分損金との関係で削減するわけに

いかなつたというお話しでございまして、この防衛庁関係費はいつでもアメリカとの交渉を待たなければ日本自体では決定できないということなのか、これは大臣に答えていただきたい。

それからもう一つ、局長に伺ひます。二百三十億と二百四十億との間に、毎年繰り越した。そんなに二百数十億という繰り越しが毎年続くものを、緊縮方針をとつてゐる建前の大蔵省としてなぜ一体予算査定の上でこういうものを見のがしてきたか。当然これは技術的には見のがすべからざるほどの面であらうと思ふ。ところがこれは平気でもって毎年繰越額を認めてゐる。これは一体どうしたことになるか。これをそれぞれの方に一つ御答弁いただきたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 防衛庁費の決定、これはむしろ日本の独自の立場でやるわけでありまして、ただ行政協定があつて、分損金の問題に関連して交渉をしてゐる、かように御了承願ひたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 防衛庁費の経費の内容につきましていろいろお叱りがございまして、私も私も非常に恐縮に存じておる次第でございまして、ただその後だにお改まつて参りまして、非常に努力が行われつたといふことを一つ御了承いただきたいと存じます。

またこの繰越額でございまして、二十七年度は二百八十億、二十八年度は二百五十二億、二十九年度は二百三十四億と逐年減少いたして参りました。が、本年は暫定予算の関係で、目下の

ところは契約率あるいは支出率が若干低いのでございまして、防衛庁等の見込みによりまして、本年度から来年度への繰り越しは二百四十三億よりは、ずつと少くなるという見込みのように、私も承わつておるわけでございまして、そういう大きな繰越額を今後ずっと続けていくという事にはならないと私も信じておる次第でございまして、おっしゃいましたように毎年繰り越しが出るという事は、その年度の予算をもう少し切つてもいいといふことにはならないわけではござい

ます。私もそういう観点から毎年防衛庁予算は検討いたしておりまして、予算を計上いたしましたときには、もちろんそういう大きな繰り越しが出るという事を予期しつつやつておるわけではないわけでありまして、その年度所要額または消化額を両方勘案してやつておるわけでございまして、従来は諸般の事情でいろいろやむを得ない繰り越しが出て参ります。今年はこれが若干減るであらうといふことは想像されますし、来年度の予算編成に当たりましては、それらの点は十分考慮いたしまして臨みたいと思ひます。かように考へております。

○加瀬完君 大蔵大臣、今の点ですね、防衛庁費はこれは独自の立場でやれる、しかし分損金の関係があるからといふあの言葉がございましたが、いつでも防衛分損金と関係づけられて防衛庁費がきまるということであるならば、防衛庁費そのものも、やはり分損金関係はアメリカと交渉しない限りにおいては結論が出ないということにはなりません。そういう点一つ……、それから主計局長さんにですね、諸

般の事情といふことでございまして、二十六年から二十九まで三三%ないし四九%初めの予算に対して繰り越しがあつた。こういう繰り越しといふものを、これは技術的に見のがすはございまして、それには諸般の事情があるのでございまして、そこで平衡交付金なり交付税の場合には、いろいろ諸般の事情が今度は受ける側にあつても、大蔵省は強引にこれは大蔵省の見解というものを押し通した。ところが防衛関係費の、特にこういう繰り越し分に対しては、諸般の事情に屈服してゐる。その諸般の事情といふものを、大蔵省が屈服しなければならなかつた諸般の事情といふものを、参考のためにぜひ伺つておきたい、一つ御説明願ひたい。

○政府委員(森永貞一郎君) 防衛庁費は大臣の方から御答へ申し上げた方がいゝかもしませんが、防衛庁費はもろに日本として独自の立場からきめるわけではございまして、それをきめます際に、防衛分損金を、たとえば昨年の例でございまして、日本側の防衛庁費のふえた額だけ減らしておる。減らさずにつきましては、日本側がきめました八百六十八億、これを計上するといふことがいわば約束になつておる。そういう意味から八百六十八億についていろいろ困難な問題がある、さうな意味に一つ御了承願ひたいと思つてゐます。

それから諸般の事情と申し上げましたが、何しろ防衛庁、あるいはその前身の保安隊あるいは警察予備隊にいたしまして、創設早々の間であつたわけでありまして、たとえば軍艦と申しては……船一そう作るにいたしまして、その設計を根本的にやり直さなければならぬ。しばらくの間ブランクがあつたわけではございまして、その設計に一年も二年もかかる。その他のいろいろの問題にいたしまして、設計資料にいろいろ困難な問題がございまして、それらを逐一固めて参らなければならなかつた。そういう創設早々の特別な事情があつたといふことをさして申し上げたわけではございまして、そのほか格別他意があつて諸般の事情と申し上げたわけではございませぬので、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○加瀬完君 この再建法案による再建債の目的は、主として行政整理の退職分に使われるといふことでございまして、このたびの再建法案によりまして、行政整理といふものを一つの大きな目的に、人員整理といふものを一つの大きな目的にお考えになつておられるのです。その点は大臣はどうか。うふに御了承なさつておられますか。

○国務大臣(一萬田尚登君) この地方の行政についても、この際やはり私は検討を加へる必要がある、どういふふうに加へていくか、なお今慎重に検討をしてゐるところであります。

○加瀬完君 人員整理をなさるといふ前提に立つて再建債をお許しになるといふ御見解ですか、この点もう一度はつきりと伺ひたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 人員の整理といふことよりも、今日やはり人員費が、非常に給与費が高い。これはどうしても考へていなくてはならぬ。かように考へております。

○加瀬完君 人員費の点はわかりました。それは節減分で当然生まれてくると思ふのです。再建債としてですね、公債を発行するその対象は、人員整理

ということを対象にしているのじゃないんですか。その点なんです。

○政府委員(森永貞一郎君) 再建債として考えられておりますもの、のうち、六十億円は退職資金の貸付ということでございます。その点に關する限りは、たとえ極力人件費を節減いたしたために、高齢者、老齢者にやめていただく、新しい人を入れるというふうなことになる人件費の節減というところが、今度の再建整備の一つの方法になっていくことは言えるのじゃないかと存じます。

○加瀬完君 それでは自然的に退職するような立場にある者の退職を、いわば自然の退職を待つという形で、特別再建債の裏づけによるところの人員整理というものを地方に強行させるのじゃないということなんですか。大蔵大臣に一つ、閣議ではどんなふうな話し合いになつていくか伺いたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 特に大規模な人員整理ということを目的としたしてはいない。しかし行政機構の簡素化とかあるいはまたいろいろな行政機関の廃止とかいうようなことから、結果的にある程度の人員の整理というふうなことも私はあり得ると思ひます。

○加瀬完君 結果的に生まれる場合があるかもしれないけれども、人員整理というものを目的としておられない、こう了解してよろしいのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) ただいまの大臣のお言葉で尽きておるか存するのでございますが、何分にもこの再建整備をやるやらないということを初めとして、再建整備の内容、これはやはりその団体の自主的な発意に基くわけでございます。それについては認

可とか調整の余地があるん残されておるとは存じますが、政府がある一定の方針をすべてに一律に押しつけるということはないと存するわけでございます。六十億と申しましたが、そのうち三十億が再建団体の関係で考えられておりますが、そういうことが出てくれば、それに対する資金手当として三十億が考えられておるといふことでございまして、大臣が結果的におっしゃいましたのもおそろくそういう趣旨であるかと存する次第でございます。

○加瀬完君 初め、前の国会でこの再建法が提案されて、再建債の内容の六十億というものが問題になつたときには、これは人員整理によるところの退職手当分だということをはっきり説明された。これは自治庁に聞いてもいいことなんだけれども、大蔵大臣に念を押して聞きたいのは、この六十億なら六十億というワケは、人員整理をさせるのだという了解のもとに発行するということになつておつたのか、再建債というものを発行しても、前とは違つて、もう人員整理というものは表面の問題にはしないという閣議での話し合いなのか。これは金を出す方の大蔵大臣にぜひ伺いたいのです。

○国務大臣(一萬田尚登君) これは私はやはり再建整備をやっていく途上にあります。これは今後具体化していく中でありますが、これは見方にもよりましようが、どうしてもある程度の人員が退職するようになると思ひます。これを、どういふ方法でそれが出てくるかという、そこに問題がいろいろあるかと思ひます。なお詳細は牧野君から説明いたさせます。

○説明員(牧野誠一君) 大蔵省理財局地方資金課長の牧野でございます。

ただいまの点、人員整理を要するものであるかという御質問もございまして、これはもちろんな地方自治体がそれぞれ決定することでございます。強要するといふような意思はこれにはあり得べきはございませぬ。それからまた六十億とかあるいはそのうちの三十億、再建団体分とかいふようなことは、たしか以前は自治庁からあるいは大蔵省から御説明を申し上げたことがあるかと思ひますが、本年度政府資金としましては、地方財政再建促進特別措置法案の関係の財源として百十億圓を予定しております。そのうちの五十億圓は赤字をこ

ろがすと思ひますが、たな上げと申します。そういうふうな意味のものに使うといふに一応の予定を立てておるわけでございます。あと六十億を退職手当といふものに使つたらどうかといふふうに一応の腹づもりを持っておるわけでございますが、そのうちの三十億を再建団体、残りの三十億を再建団体にはならないけれども財政の狀態を改善するために人員整理があるいは必要になるならば、それに資金手当をするといふ意味の金としまして、一応の予定をしておるわけでございます。ただこれは一応の予定でございます。そして、地方団体の方が人員整理などはやらないでも経費の節約はできる、あるいは歳入は大いにふえて財政の再建は容易であるといふならば、これは全然要らないわけでございます。そうすればその場合には赤字のところがしと申しますか、たな上げと申しますか、そつちの方に回しても差し支えないわけ

けであります。これは一応のめどであらうといふに御承知願ひたい。

○加瀬完君 この問題は自治庁長官と大蔵大臣とおそろいところで、また他に念を押す点もありませんから、保留いたしまして、先ほど大臣も主計局長も一応地方の節減といふものは相当強度な節減といふことはお認めになつたわけでありまして、さつき例に出しました〇・二五の財源措置といふものを、この際何らか短期融資といふふうな、あとに問題が残るようなことではなくて、押えをしていただくかなければならぬといふ点は、自治庁側の見解もそう變つておらない。これに対して大蔵省はこの地方も何か節減する余地があるだろうといふので、例年の通りこれらの処理といふものを、大蔵省みずからめんどうを見るというか、財源措置をするという立場をおとりにならぬいようでございますか、これはどういふ御見解でありますか。

○政府委員(森永貞一郎君) これは國の方にお願いするも節約によりまして非常に苦しいのですが、さらにまた今回は地方財政について、できるだけ措置を一応とつたあとでもあります。従いましてぜひとも地方におかれても節約によりまして一つここを切り抜けてやつてほしい、なお、しかし金が今ないという向きもありまして、これにつきましては資金の融通をいたしまして、こういうことでやりたいのであります。が、三十一年度においては地方の団体では赤字が出ない、将来は赤字が出ないようには措置をするといふことは、あわせて御了承を願つておきたいと思ひます。

○加瀬完君 今、大臣の御説明はこの際は、はい、いよいよ詰まつて、ないところは短期融資その他の方法を講じてやる、これは三十一年度に地方にとりましては赤字となつて残るかもしれない、残つた赤字については三十一年度大蔵省としては赤字解消の措置を別に講ずるから心配はないのだ、こういうふうに了承してよろしいうございませうか。

○国務大臣(一萬田尚登君) そうではないのであります。三十一年度におきましては赤字が出ないようになつたわけを、かよう御了承を願ひます。

○加瀬完君 三十一年度は赤字が出ておるのです。百六十億回してもらったところで給与費の赤字といふものはまだ問題の解決ができない、赤字はどうにも首が回らないという状態になつていく地方団体がほとんどです。そういうときに國家公務員と同じように支給しなければならぬとすれば、〇・二五といふのは赤字の上に赤字がかさむことになる、そうなつて参りますと、これはある地方団体については出し得ないという形になる、節減をしつていいつても、これだけ赤字をかかえている所で節減といふことはなかなか骨が折れるのではないかと。そしてこれは短期融資を一応するにしても、何をするとすれば、あとでこの問題は、大蔵省としてはやはり地方団体の赤字を解消するとなれば、この問題は処理していただかなければならぬと思ひます。そういう点で短期融資をする、それは赤字になつて残るかもしれない、その赤字は三十一年度の地方財政の赤字対策の根本策を立てるときにあわせて解消するようになり運んでやる、こうおっしゃるなら話はわかるけれども、今のお話ではちよつとわからぬ。お前の方はお前で勝手にやれ、赤字が出れば出

けであります。これは一応のめどであらうといふに御承知願ひたい。

○加瀬完君 この問題は自治庁長官と大蔵大臣とおそろいところで、また他に念を押す点もありませんから、保留いたしまして、先ほど大臣も主計局長も一応地方の節減といふものは相当強度な節減といふことはお認めになつたわけでありまして、さつき例に出しました〇・二五の財源措置といふものを、この際何らか短期融資といふふうな、あとに問題が残るようなことではなくて、押えをしていただくかなければならぬといふ点は、自治庁側の見解もそう變つておらない。これに対して大蔵省はこの地方も何か節減する余地があるだろうといふので、例年の通りこれらの処理といふものを、大蔵省みずからめんどうを見るというか、財源措置をするという立場をおとりにならぬいようでございますか、これはどういふ御見解でありますか。

るで仕方がないじゃないか、極端に言えはそうなる。それではこの地方財政の赤字をいろいろ必配してやるというこのたび出ましたところの三十年年度の赤字に対する特別措置というものの意味をなさないことになる。そういう点でもう少し将来の赤字を消すという、三十一年度における大蔵省の考えている地方財政の赤字対策の措置というものを、ここで明確に御説明をいただきたいと思うのです。

○委員長(松岡平市君) ちょっと私がそれに関連して、大蔵大臣のお答えになる前に、昨晩衆議院の地方行政委員会が付帯決議をいたしております。『今回の地方財政に対する一八八億円の財源措置の中、地方起債引当分一四億円並に地方公務員に対する期末手当の財源抽出不能分については、通常国会において必要な財政上の調整措置を講ずべきである。右決議する。』という決議をつけておられますが、これに対する大蔵省の見解と一緒にお答え願えれば意味が非常につきりすると思えます。

○国務大臣(一萬田尚登君) この年末におきましては、〇・二五について、は、節約によつてせむともお願いをする。しかしそうした場合に、衆議院の地方行政委員会の決議案、これについては十分検討した上で御趣旨に沿うように努力をしよう、かように今考えているわけでございます。さよう御了承を得たいと思ひます。

○加瀬完君 端的に言ひまして、この委員長の方から御提示がありましたような衆議院の決議を尊重してこれに沿うようにおやりになるのでございますか。これも十分研究してみなければわからないというところなんです、どっち

なんですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) ただいま会計年度の途中でもありますし、十分こういう事態が出た場合に検討を加えて趣旨に沿うように努力する、かように申し上げるわけでありませう。

○高橋進太郎君 ちょっと私は大蔵大臣と主計局長にお聞きしたいのですが、そうすると今度の年末手当につきましては、〇・二五の引き上げ分については、国家公務員並みに、とにかくその国家公務員の例にならつてこれは増額支給してよい、こういう了承を得たと了解していいのですか。というのは、従つてその財源についてはできるだけ節約するが、節約不能であり、またはそういう財源の抽出が困難な地方団体については、追つてこれは財源措置については十分考へていく、こういうふうには了解していいわけなんですか。というのは、言ひかえれば、財源抽出不能な所は、〇・二五の引き上げはともなう国家公務員並みにならつてそれは支給すべきでないという見解に立たれるのか、あるいは例にならつてそれはやはり増額支給すべきであつて、従つてその財源については極力節約によるけれども、その財源抽出が不可能なものについては、その実態を十分調査して、いずれ財政措置については大蔵省としては考へてあると、こう了解していいのかどうか、その点を一つ。

○政府委員(森永貞一君) 国家公務員につきましても、この年末に〇・二五を限度として既定予算の範囲内で増額支給することができるといふことでございまして、法律の趣旨もそういう建前でできておることは御承知の通りでございます。地方公務員につきましても、この〇・二五の範囲内で増額支給するかどうかというところは、もちろん地方団体のこれは自主的な決定にゆだねられるわけでございませうが、自主的な決定によつて国家公務員に準じて増額支給せられる場合におきましても、その財源につきましてもこれは国家公務員同様、既定予算の範囲内でやりくりやっていたらどうかというのが政府の閣議決定であるわけでございまして、その点は閣議決定として世間にも発表されておる通りでございます。従ひまして私どももいたしましては、国として地方に対して〇・二五を必ずお出しなさいということとは、これはそういう干渉がましいことは申し上げるべきではないと思ひますが、ただ昨日の衆議院の地方行政委員会におきましては、どうお考へになりましたか、この点はまあ地方行政委員会の御意向を伺わないと明らかにはできないわけでございますが、極力まあやれる場合にも、地方団体の既定予算の範囲内でやるべきであるという前提で、もし財源抽出が不可能な場合があつたならばそれについて調整措置を考へないといふ御決定でございしたものでございまして、それにつきましても今後十分検討して、できるだけ御趣旨に沿うよう努力をするといふことをお答へいたしましたわけでございまして、委員会の御決定が全部について出せという御趣旨であつたかどうか、その辺は私どももちょっとそんたくをいたしたかねるのでございまして、私どもからその点について申し上げるのもいかがかと存じます。

○森下政一君 私さっきから黙つてお聞きしておるばかりだったのでありますが、端的に一つお尋ねいたしますか

ら、端的にお答えを願ひたいのです。

この〇・二五期末手当は国家公務員の受ける処遇同様に、各地方団体が自主的に同様なことをしようとしたらいいからというて、それは行き過ぎだといふのは政府は責めることはできぬと私は思うのです、給与の実態から考へて……

同時に今度は政府同様に、既定予算の範囲内においてできるだけ財源措置を講ずる。それはやるに違ひない、忠実に。ただし実際問題として論議の余地のないほど地方財政が行き詰まつておる際ですから、そうしようにもおのずからもう限界に達しており、どうにもしようがないというのが実情だと私は思うのです。そういうふうな財源措置が非常に苦しいという所に対しては、短期の融資の世話もしてやろうとおっしゃつておるわけですが、ただし融資をしてもらつただけではこれは返さなかならないのだから、赤字が累積しておる地方団体の実情にかなりがみえて、これはなかなか容易に解決のつく問題でないといふことを憂へるので、衆議院の地方行政委員会も、おそらくその財源の抽出不能分については、たとえ短期融資ははかられるにしたところで、さらにその債務の解決のためには、国が積極的になんどうを見てもつてほしいというのが、私はこの決議の趣旨だと思ふのです。そこでなるべく趣旨に沿うように努力をするのだといふ言明が期待されるのですが、そういうお考へかといふことを念を押して確かめたいのです。その点どうですか。

○政府委員(森永貞一君) 昨日もその御決議に對しまして大蔵大臣からはこういうお答へがございましたが、ことを御披露申し上げたいと思ひますが、御決議は了承いたしました、十分検討して御趣旨に沿うよう努力をいたしたい、そういう答へが行われておりますことを御披露申し上げておきます。

御決議は了承いたしました、十分検討して御趣旨に沿うよう努力をいたしたい、という答へが行われておりますことを御披露申し上げておきます。

○委員長(松岡平市君) 実は予算委員会との約束もございませう。なお、もう時間が参りましたから、高橋委員に一言だけ簡単にやつていただきまして、休憩したいと思ひます。

○高橋進太郎君 そうすると結局あれなんです、〇・二五の引き上げ増額支給というところは、地方団体の財政の実態に応じて節約のできる他の費目を節約して出せる所は出せ、出せない所についてはまあ端的にいつてそれはむしろ出すべきでない、というふうな私としては了解しておるというふうな考へていいわけですか。それは違ひ「と呼ぶ者あり」といふのは、国家公務員の場合は、これは人件費一人当たり、先ほども申し上げたのですが、ある定額の物件費なり、旅費なり、超勤なりついておるのですが、ところが地方では旅費とか超勤とか何もないではないのですよ。それだからそれが非常に操作がむずかしいのです。特に財政の余裕のない府県についてはそうだろうと思ふのです。従つてそういう府県についてはおそろしくこの衆議院の決議等においてもとにかく国家公務員並みに出すことは出さず、しかしいすれ、できるだけ節約をするやう、他の財政措置は講ずるけれども、それでもやはり得ない実情にあるところの団体については、これは国の方で財政措置をしてやるんだという、そういう財政的なバックをもつてその間の短期融資なりお願いに出ておるのでありますが、そういうふうにと



解しているのか、どうもそこらがあいまいなものですから地方では非常に迷うと思うのです。

○国務大臣(一萬田尚登君) 先ほどからずっと答弁いたしましたように、できるだけ……どうしてもやりくりでやっていただきたいというのが考えでございます。

○高橋達太郎君 そうすると○・二五の増額支給をやっているわけですか。

○政府委員(森永貞一郎君) やっているかと悪いとかいうことは、これはどうも政府の方でとやかく申し上げる筋の問題ではないと思ひまして、先ほどから申し上げておるわけでありまして、やる場合には極力やり繰りやっていたいただきたいというのが政府の方針であるわけでございます。それにつきまして衆議院のきのうの御決議があった、それに対するお答がこうであったというのを申し上げておるわけでございます。私どもの立場から申しますれば、国と同様やはり節約に努力をしてやっていたいただきたいという気持ちにおいては変りはないわけでございます。その点を多少よくて恐縮でございますが、申し上げておきたいと思ひます。

午後一時九分休憩

午後二時四十三分開会

○委員長(松岡平市君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案の両案について御質疑のおありの方は順次御発言を願います。ただいま大蔵大臣、自治政務次官、自治庁

次長が、政府側から出席いたしております。

○加瀬完君 大蔵大臣にあつてお答えをいただきたいのでありますが、その前に自治庁側にお尋ねしたいのは、午前中から問題になっております○・二五をプラスすると、地方側の必要額、要額と申しましうか、これはどのようにになりますか。どんな御算定をなさつておられますか、まづ伺います。

○政府委員(早川崇君) 交付団体では約三十三億、不交付団体を入れますと全部で五十八億という計算であります。

○加瀬完君 では大臣に……。詳しくは給与局長からお答えをいただきたいと思ひますか、結局国家公務員並びに地方公務員のおそらく大半が年末手当に○・二五がプラスされると思ひますが、そういたしますと、この○・二五による税のはね返りといひますか、増収額といひますか、これはどのくらいと大蔵省はお踏みになっておられますか。

○国務大臣(一萬田尚登君) これは主計局長からあとで、数字ですから間違つて困りますから……。まず二割くらいと私は思つておるのですけれども……。○政府委員(森永貞一郎君) 平均税率がどのくらいになるかという問題でございます。二割五分くらいは平均税率ではないかと思ひます。ただそこで一つお考えいただきたい。国家公務員につきましてもやうな場合、人件費の不用額その他を優先的に充てるわけでございますが、その分は既定の税収入の中で考へておると、見ておるといふふうになるうかと存するわけでございます。結局まあ物件費とか旅費とかいふ、本来

課税の対象でないものがどのくらいにあるかという、その計算をいたさなくては対象がはつきりしないわけでございます。その辺の計算がちょっとまだできておりませんので、具体的に金額がどのくらいかといふことはまだちょっと見当がつかないかと存じます。

○加瀬完君 それは正確なものを出ませんでも、一応概算は出ておるはずだと思ふ。それは公務員に限れば人件費だけの節約分から○・二五を生むといふことであるならば、今、主計局長がおつしやうな御説明ももつとも、うなずけない点もないではないのですが、實際的に考へて、これは国家公務員だけではありませんが、国家公務員に準じて地方公務員あるいは一般民間にあるのは三公社五現業といふたうなものが、当然にこれに準じて年末手当が○・二五あるいはそれに近いものが増額されてくるわけでありまして、そういうものも当然これは税額の上では増収として加算されていなければならぬのなんですか。そういうものの概算の計算が、たとえば俸給月額といふものが一応わかつておりましたら、そうするとその○・二五といふことでいろいろの算定の条件を入れまして、概算どのくらいになるかといふやうなことは出ておらなければならぬと思ひます。それをもう少し詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(森永貞一郎君) 目下大蔵省では各省の会計課長とその点につきまして折衝と申しましうか、流用財源について見当を今せつかつかつてつとあるところでございます。各省の会計課長に当ります前に、私どもだけで見当をつけましたところでは、一般会計約十九

億四千万円ぐらゐの財源が要るわけでございますが、そのうち半分以上ぐらゐのものは大体人件費の不用額その他で、人件費系統の資金で捻出できるのではないかと見当をつけております。ただしこれにつきましても各省の都合もあることと存じますし、目下各省と話をいたしておる最中でございます。そこでぐく大蔵に申しまして百十八億、これは一般会計、特別会計、政府機関、地方職員についても行われた場合の総額がそのくらいになると存じますが、そのうち大蔵に半分ぐらゐ人件費といふことで計算をいたしますれば六十億ぐらゐのものがはなから回つてくる、人件費として見ていなかったものから回つてくる、そうしますと、それについての二割五分という平均税率を仮定して考えますと、まあ十四、五億ぐらゐのはね返りといふやうなことが計算上出てくるわけですが、肝心のどの程度が人件費から回るかという点が、先ほど来申し上げておりますように、目下折衝中でございます。また地方においても国に準じておやりになるといふ前提でのごとでございます。この点が実際上どうなるか、その辺がわからぬわけでありまして、その点が仮定の数字といふことになるわけでありまして。

○加瀬完君 伺つておる方も仮定のごとでございますからその正確を要求はいたしません。今御説明になつたものは国家公務員、地方公務員三公社五現業といふたうなものも含んでおられますか。十四、五億のはね返り分といふものの対象は、今私が申し上げたやうなものの全部含んでおりますか。

○政府委員(森永貞一郎君) 百十八億、これは国家公務員だけでなく、地方職員につきましてもかりに○・二五を増額支給された場合の増加額でございます。その中で先ほど来申し上げておりますように一般会計の例に準じて半分が人件費から回るといふ前提に立ちますと、六十億が人件費から回り、その分はこれは見ておつたということになりますから、残りの六十億について平均税率二割五分ということになりますれば十五億円見当、これは全部引くためたといふことになるわけであり

ます。

○加瀬完君 国家公務員の年末手当のプラス分に見合つて、民間の伸びと言ひますが、年末手当の伸びといふものはどれくらいとお考えになっておりますか。そのまたはね返りは税収のみでどのくらいになるとお考えでありますか。

○政府委員(森永貞一郎君) これは主計局の方の分担でございますが、今回の○・二五を増額支給できることにいたしましたその人事院の勧告の基礎は、むしろ民間がこうだから官吏についてもこうだといふこととございまして政府の方でこれを尊重いたしまして○・二五増額を支給することができるとにいたしましたことにつきましては、さらにこれを民間が取り入れるというところにつきましては、私の方は期待いたしておらないのでありまして、民間のレベルに役人の方が追いつくにはそれにはこの程度増額することが必要だといふ人事院の勧告に従つたのでありますから、これによつて民間にさらにはね返りが起るといふやうなことにございましては、私の方としては予測いたしておりません。

○加瀬完君 今までは大体国家公務員

の年末手当がプラスされる、その後民間も若干伸びていく、ただいま問題になっております質問の焦点であります。そういう意味の税収というものは、ある程度上ってきたということではないんですか、今までは。

○政府委員(森永貞一郎君) その点だけ分折いたしました的確に議論をすることは、これはなかなかむずかしいと思ひます。要するにまあ昨年よりはことしの方がいくらか会社の景況もいよいよでございます。その意味で会社の法人税であるとか、あるいはこの勤労所得税もふえるであろうというようにことは達観して、昨年とことしの比較から出てくると思ひますが、それはしかしことしの租税収入をいかに見るかという大きな問題の中に吸収されるわけでございませう。特に今回の公務員の給与増償との関係でどうなるかということを出して議論することは、ちょっとできないのじゃないか、今までの過去の例に徴してもなかなかその点だけを抽出することはできないのじゃないかと私は考えます。

○加瀬完君 今までの例によりますと、大体国家公務員がこのたびのような措置をされると、それに従って民間の年末手当も上った、従って当然それに比例する年末手当のプラス分の税収も上ってきた、こういうことになるのじゃないですか。

○政府委員(森永貞一郎君) 私はその方の専門家でございませうが、そういうようなふうに特に公務員の期末手当が民間にどの程度響いたかというような抽出をした結果の影響の調べは、これはなかなかつきにくいのではないかと、というふうに私は考えます。

○加瀬完君 それはつきにくいと申されましても、そういう傾向というものには認めて、その増収分というものは一応予想が立つのではないかと。

○政府委員(森永貞一郎君) それは要するに去年とことしの比較をいたしまして、ことしの方が法人の九月決算は若干まあよかつたわけでございますね。その他いろいろ悪い事情もございませう。そういうことと、ことしの税収がどれくらいあるだろうかというその税収の見積りいかんという問題に吸収されるのではないかと、そういうふうには考えます。

○加瀬完君 いずれにしてもマイナスの面が出ることはなくて、プラスされることはこれは予想してもさう誤まることにはならないと思ひます。それで先ほど局長の方から御説明のありました国家公務員を中心とする〇・二五のプラスによる税収の増進並びに源泉所得の全体を通じての税収増というものを見込みますと、大体どのくらいの税収増というものが見込まれますか、本年度。

○政府委員(森永貞一郎君) 〇・二五、これは先ほど申し上げましたような仮定の結果でございませうが、その問題をしばらく離れまして、ことしの税収入がどれくらいあるか、これは主税局長からのまた聞きでございまして、的確なこととはあるいは主税局長にここに来ていただいた方がよいと存じますが、今日の段階で考えられておりますことしの税の自然増収は、大体八十億くらいというところを言われております。これは税のすべてでございませう。それに對しまして、一方私どもが申し上げておりますことは、ことしの専売益金が当

初の売れ行きに比較して高級品の売れ行きが非常に不振でございまして、かれこれ七十億くらいの減収はやむを得ないのではないかと、こういうことがおそれられていたわけでございませう。そういういたしますと、八十億くらいの税の自然増収がございまして、大体専売で食われてしまつて、ほとんど自然増収が期待できないというのが実情ではないかというふうな考えられていたわけでございませう。九月の決算法人税は三月より一五%くらいよかつたのでございませうが、予算の上でも大体三月より一三%くらいよくなるというところを考へておりましたので、その差額二%だけしか響いてこない。源泉につきましては、これは源泉の減税が相当下半期響いてくるわけでございまして、現に九月、十月くらいまでの実績をとりまして、絶対額でむしる前年よりも減つていくという事情もございまして、なかなか樂觀を許さない。加うるに年末になつて参りますと、年末調整が響いてくる、そんなようなことをあわせて考えまして、そのほかの税収、この中には好転をいたしているものも相当ございませうが、それらを引くくるめまして、大体八十億くらいじゃないかというものが責任のある主税局長の言明でございませう。

○加瀬完君 予算の税収増が八十億、専売益金の減が七十億、それで十億前後というものはある程度残るのではないかと、ということになりますね。それから先ほどのプラス〇・二五によるはね返りというものがまあ十四、五億ですか、そうすると二十億ないし三十億というものは一応増収分として残るといふふうに概算見てよろしゅうございませうか。

○政府委員(森永貞一郎君) 大きな項目税と専売だけについて申し上げたのでありますが、そのほかにもいろいろの雑収入などございまして、これらを正確に洗いますれば、それぞれ増減があると思ひます。そこでそれを全部洗つてことしの自然増収がどのくらいあるかというところになるわけでございませうが、私は全然それが絶無であるとは申し上げられないと思ひます。今度の問題にいたしまして、十億やそこらの自然増収がないとは申し上げかねるものでございませうが、しかし何分にも一兆近くの歳入の中の十億とか十五億とかいう問題でございませうので、これを取り立てて財源に供するといふような隅までも突つていやるというふうなやり方、これは一体健全な財政として今許されるかどうかといふことは、おのずから問題があるわけでございまして、その意味でその十億、十五億までもこの際洗つて財源に供するといふような考え方には、私もなにより切れないわけでございませう。

○加瀬完君 その点だけは私もあえて異を唱へません。私が聞いておりますのは、結局地方公務員にプラス〇・二五やるにしても財源が相当枯渇しておるから、これは当然財源措置がある程度国で見てもらわれないことには支給不可能、あるいは支給した場合は赤字として残るというふうなまた事態が起つて、これは今政府の考へておるような地方財政に対する措置といふものの目的とははずれてくるので、そこでプラスされる〇・二五分について、ある程度の財源措置をしてもらふということであるならば、そこにいろいろの財源措置に充てられるべき財源というものを

を見付けていかなければならない、そういう点でいろいろあげていきます場合に、このプラス〇・二五のはね返り分くらいだけはこれは当然考えられていいのじゃないかと、こういうことでこの問題を伺つたわけであります。

大蔵大臣に改めて伺ひますが、結局先ほどのいろいろのお話では、どうもその話を伺つておれば伺つておるほど新しい何か疑問が生まれて参りまして、私もはつきりつかみ取れなかつたわけでございますが、一応主計局長の御説明を承りまして、〇・二五によるはね返りでも、ある程度これは出てくることは事実なんでありませう。さうなつて参りますと、地方公務員に対するプラス〇・二五の年末手当の分といふものも、この際全然こんなふうな方向で考へると、こういうふうなめどといふものが、大蔵大臣としてなかなかないといふことはあり得ないと思ひます。それで、きょうの衆議院の付帯決議はいろいろの検討をしてこのような意思に沿ひたいといふことでございませうが、ということとは、具体的に検討をするといふことになりませうと、今言ったようなことは検討の材料としてお取りになれるか、あるいはまた具体的にどういふふうなことを考へておるかと、結論はお出しにくいのであります。結論は、大体こんなふうな点で心配をしてやるのだといふところをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 先ほど申し上げましたように、この〇・二五の財源措置はとれないのでございませう。これは先ほど申し上げた通りであります。せひともこの節約でやり繰

りをしていただく、こういうことであります。これはもう繰返し申し上げたことでありますが、そういうふうな御了承をいただきたいと思ひます。

○加瀬完君　きのうの衆議院の付帯決議によりまして、「期末手当の財源捻出不能分については、通常国会において必要な財政上の調整措置を講ずべきである」と、こういう決議に對しまして、検討をしてこの結果に沿ひたいというお答えが先ほどおありになったのでございませう。今のお話によりますと、地方公務員の年末手当のプラス分というものは財源措置はとれないというところではございませうが、今とれないというところはわかつた。しかし先ほど読み上げた趣旨に沿うておやりになるというところは、どういふ具体的な方法をお講じなさつて下さるのか、その点を伺つておる。

○國務大臣(一萬田尚登君)　そういう實際に〇・二五のやり繰りができなかったというやうなことは、こういうものにつまましては、まあ先ほど申し上げたように三十一年度に地方の財政について根本的な考慮を払う、今はそういうふうな点については何も申し上げることがありません。

○加瀬完君　これは前の委員の方からいろいろ出まじことをむし返すやうで恐縮でありますが、三十一年度になれば考慮をするけれども、今は差し当つてどういふことはなされない、三十一年度では考慮する、こういうことですか。

○國務大臣(一萬田尚登君)　この今回の年末手当については、私どもとしては国とともによむと節約でやつてもらう。そして三十一年度には根本的には考慮を加える、かように考へておるわけでありませう。節約でやれると考へておるので、まだ節約でできるだけ一つやるというふうな考へております。

○加瀬完君　それでは、節約でやれる、やれるとおっしゃるのですけれども、地方団体はどういう点をどう節約すれば〇・二五を生み出せるはずだと、その御例示をちょっとしてもらいたいと思ひます。主計局長でもどちらでもよろしゅうございませう。

○政府委員(森永貞一郎君)　これは何しろ一兆円の地方財政のワタの中のこととてございませうから、私どもがこの県についてこの経費をこうというところは、これはなかなか申し上げるにも申し上げようがないわけでありませう。しかし私どもが申し上げたいことは、国も九千九百十五億円の中でやり繰りやるわけではございませうから、地方も一兆円の予算の中で何とかやつていただけないはずはないのではないかと、そこを一つまず努力をしていただくと、それがやはりあくまでも前提である。そういう意味で申し上げておるわけではございませう、一兆円の地方財政のどの費目をどういふところまで、これは私どもといえどももちろん申し上げる自信はないことを御了承いただきたいと思ひます。

○加瀬完君　そこが私は非常に地方財政というものの對して……地方財政といつたところで国の財政とあわせて考へてやらなければ、経済自立……いろいろ五カ年計画、六カ年計画をやつておられますけれども、地方財政というものをそのつけにしている。国の財政だけを健全財政といつても、国家の健全財政にはならない。当然同様に考へなければならぬ。そこでこれはく

どいようでありますか、一番最初に、私は節約とかいろいろ言つておりますけれども、緊縮とか節約の方向の度合いといふものが、地方と国と同等の度合いであるか、こういう質問をしたのに、主計局長が、地方が詰まつていふといふことを認めてそういう御発言をなさつていふから、行政整理として五十五億も切つたし、それから旅費や物件費の節約として八十四億も切つた財政計画を立てていること、切り方と同じ切り方を國がしているのです。逆に言へば國は節約すれば〇・二五が出てくる。地方は〇・二五どころではない、給与を支払いたくても給与を支払えない、昇給ストップの果が大半であります。こういう事情を考へたならば、國が節約できたから地方も節約できるという理由にはならない。節約ができれば、どこを節約するの、その節約の理由を御説明願いたい。

○政府委員(森永貞一郎君)　例示ということではございませうから、その点は私もちよつとそこまでするから、そこは申し上げられないといふことを申し上げたわけでありませう。國と地方の節約の度合いでございませうが、これは財政計画の上で私は國と地方とが節約の度合いが違つてきたと思つております。ただ實際問題として、地方において財政計画を上回る財政支出が行われていふ。その結果窮乏になつて昇給停止等のごときも行われているといふことは事実でございませうが、そういう事情でございませうからこそ、今回國の方

でも非常に困難をおかして百六十億の財源措置をとつたわけではございませう。そういう措置がとられない前でございしたら、これはなかなかむずかしいかつたかもしませんが、そういう措置がとられた上でのことでもございませう、國でも決してそう案ではございせんが、困難を排して職員のために〇・二五の財源を既定予算の中でやり繰りしてやるわけではございませうから、地方でも國に準じておやりになる場合には、この百六十億の財源措置を講じた上での一兆幾らになります。その中のやりくりをお願いを申し上げたい、決して私どもといひましてはでないことではない、そういうふうな考へておるわけではございませう、その点を申し上げておるわけでありませう。

○加瀬完君　自治庁の政務次官でも自治庁でもよろしゅうございませうが、お答えいただきたいのでありますが、今大蔵省の御指摘のように自治庁は地方団体の大半に對して財政計画をオーパスするやうないわゆる放漫支出、放漫計画をしたので赤字が出たのだ、従つて財政計画に合うやうな方法をとるならば〇・二五の余剰財源は当然見つかるはずだ、こういうふうにお考へになつておりますか。それから今一つは、先ほどは自治庁は財政計画を相当つめてあるので、國と地方の節約度合いといふものを見れば、それは地方の方がよくなつておるという意味のことをお認めになつたのでありますが、これは大蔵省の言う通りに御同意なさいませうか、それとも本年度の財政計画によれば地方の方がはるかに詰まつておるか、この点をもう一べん御確認していただけますか、この点いかがですか。

○政府委員(早川崇君)　同じ政府でありますから見解の相違はありませうが、大蔵省の方から見れば地方財政の方にはまだ節約の余分があるといふことも一面においては私は真理だと思ひます。同時に地方側から見れば、國の方において昭和何年ですか、十四、五年ですか、そのころから比べますと國家公務員が非常にたくさんふえておる。それに比較いたしますと六三訓という非常に地方財政に對する大きい新しい負担があるにもかかわらず、公務員の数のふえ方が、あるいは地方財政の負担分がふえ方が國家よりも多いという数字が出ておるから、地方自治側から見れば國家の方がより節約の余地がある、この私は言ひ得る面もあるかと思ひます。そこで閣議決定の線に沿つてわれわれは國の方としてできるだけ節約を押し進めていこうといふのですから、理論としては地方自治側といひましたとしても、極力節約をして財源を生み出す努力はすべきものであつて、三十三億もかかるとの財源措置をやれといふことは、地方の知事なりの要望ですけれども私は自治庁でそれは困ると申し上げておるのでございませう。そこで閣議決定の線に沿つてできるだけ工夫をして、どうしてもこの不足分が出るというやうな不足財源に對しては、衆議院の決議案に對して太田大臣が答へましたやうに御趣旨に沿うやうに最善の努力をしていきたい、こういう見解を持つておることを御了承願ひたいと思ひます。

○加瀬完君　この自治庁の政務次官の御答弁は當然だと思ひます。この見解は大蔵省側といえどもやはり認めざるを得ないことじやないかと思ひるので

でも非常に困難をおかして百六十億の財源措置をとつたわけではございませう。そういう措置がとられない前でございしたら、これはなかなかむずかしいかつたかもしませんが、そういう措置がとられた上でのことでもございませう、國でも決してそう案ではございせんが、困難を排して職員のために〇・二五の財源を既定予算の中でやり繰りしてやるわけではございませうから、地方でも國に準じておやりになる場合には、この百六十億の財源措置を講じた上での一兆幾らになります。その中のやりくりをお願いを申し上げたい、決して私どもといひましてはでないことではない、そういうふうな考へておるわけではございませう、その点を申し上げておるわけでありませう。

○加瀬完君　この自治庁の政務次官の御答弁は當然だと思ひます。この見解は大蔵省側といえどもやはり認めざるを得ないことじやないかと思ひるので

でも非常に困難をおかして百六十億の財源措置をとつたわけではございませう。そういう措置がとられない前でございしたら、これはなかなかむずかしいかつたかもしませんが、そういう措置がとられた上でのことでもございませう、國でも決してそう案ではございせんが、困難を排して職員のために〇・二五の財源を既定予算の中でやり繰りしてやるわけではございませうから、地方でも國に準じておやりになる場合には、この百六十億の財源措置を講じた上での一兆幾らになります。その中のやりくりをお願いを申し上げたい、決して私どもといひましてはでないことではない、そういうふうな考へておるわけではございませう、その点を申し上げておるわけでありませう。

でも非常に困難をおかして百六十億の財源措置をとつたわけではございませう。そういう措置がとられない前でございしたら、これはなかなかむずかしいかつたかもしませんが、そういう措置がとられた上でのことでもございませう、國でも決してそう案ではございせんが、困難を排して職員のために〇・二五の財源を既定予算の中でやり繰りしてやるわけではございませうから、地方でも國に準じておやりになる場合には、この百六十億の財源措置を講じた上での一兆幾らになります。その中のやりくりをお願いを申し上げたい、決して私どもといひましてはでないことではない、そういうふうな考へておるわけではございませう、その点を申し上げておるわけでありませう。

す。ところが大蔵大臣にしても主計局長にしても、今までの大蔵省側の御答弁というものはほんとうに言いたいことは、年末手当におけるプラス〇・二五というものは地方ができるんならやってもいいけれども、おれの方で特別考えられぬのだというような本心が結局かくそうと思つてお出で。そのうではなくても、もろに今自治庁の政務次官の御指摘のように何も三十三億というものがもし出るとしてそれをまるがかえに国がやれということでは困るけれども、どうしても出る不足分というものについては考えなければならぬというくらいは程度の地方財政に對する現状の認識というものは持つていただかなければ困る問題だと思ふ。

この点はそういう点も自治庁の見解とは違つて節約分によつて国がやつたんだから地方もできるんだ、こうお考えになりますか、大蔵大臣に伺います。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは重ね重ねの御答弁になるんですが、節約であくまでやつてほしいということをお願い上げておる。ただし同じような点については衆議院の決議に對して私は十分検討の上努力をいたしますというのを答弁しておるのであります。御了承を得たいと思ひます。

○中田吉雄君 私〇・二五カ月分の質問を少ししたいと思ふんですが、毎年こういう問題をいかにげんにされたことが一つの地方財政の赤字を累積した大きな原因だと思ひますので、この際やはり先に自治庁側、大蔵省側が言われたように地方も節約はできるだけはやる、やれぬところはめんどうをみて、来年度に赤字を持ち越さぬというところが大切じゃないかという前提に立つてお伺ひしますが、七日の閣議決定で〇・二五カ月分を出すということになつて、地方公務員に對しては昭和三十年末に支給される手当を國家公務員の場合に準じ増額支給する場合に、その財源措置としては國家公務員と同様に、まず既定人員費の節約により捻出することとし、必要な場合には更に旅費、庁費などの節約を行うものとす

る、こういうふうになつてゐるので、既定人員費の節約をまずやるといふことになつてゐるんですが、そこでお尋ねしますが、ここで既定人員費の節約といへば予算定員と実人員といふことが、その差額ではないかと思ひますが、國家公務員並びに地方公務員の予算定員と実定員とのその開きの割合は最近どういふふうになつてゐるのでしょうか。そういうことがはつきりせぬとほんとうに既定人員費で出せるかどうかというところがわからぬと思ふ。

○政府委員(森永貞一郎君) その点は先ほどもお答え申し上げましたように、目下各省と精細な点につきましては流用を認める、認めないの交渉をいたしておるわけでございまして、その結果を待たなければ人員費を振り回すものが幾らというところは、はつきりした見当はつきかねるわけでございまして。

○中田吉雄君 大体の見当は……。

○政府委員(森永貞一郎君) 大体の見当は、私どもが各省と話をする前に私ども限りで見当をつけましたところでは、大体一般會計十九億四、五千万ですが、そのうち十億から十一億ぐらいのものは、そういう今お示しがございしましたような定員と実人員との開きから来る余裕であるとか、あるいは扶養手当のゆとりであるとか、超勤の

一部流用であるとか、そういうたいらいろなのをかき集めてそれくらいは出てるんじゃないかというふうな目星をつけておりました。しかしそれはその通りになるかどうか、これは今各省と交渉中でございまして、その結果を待たないとはつきりいたしません。が、一応の見当としては半分ぐらいのものはそういうところから出るんじゃないかという見当をつけておられます。

○政府委員(早川崇君) 地方公務員に關しては中田委員の予算定員と実定員——今度は逆に財政計画による人員よりも六万ほど実定員は多いというのが実情になつてゐます。財政計画のあれよりも多い……。

○中田吉雄君 そうしますと、そういう面からの節約は困難ということになりませんか。

○政府委員(早川崇君) 地方においてはそのういふことになりません。

○中田吉雄君 私はつきりしたことは不案内であります、大体一年間に五、六割の人員の予算定員と実定員の開きは、死亡とか結婚とかいろいろなことと國家公務員には起るのではな

いか、その関係はどうか。

○政府委員(森永貞一郎君) 自然減耗の率でございしますが、これは職分によつても役所によつても違ひますけれども、五割は少し多過ぎるのではないかと思います。ことに最近行政整理が相次いで行われましたためにあまり自然退職がないわけではございまして、いわゆる自然の減耗補充的な意味の人事の異動は二割ぐらいじゃないかと思ひます。二、三割だと思ひます。

○中田吉雄君 そうすると國家公務員に準じて地方公務員も〇・二カ月分は

やれということ、実定員の方が六万も多いということになると、とにかく地方の方はもう人員費の節約ではできぬと、そうすると、これにあるように必要な場合はさらに旅費、庁費などの節約で行う、こういうふうになつて、節約のうです、その可能性、具体的な内容についてどの程度それでやれるかということをお聞きしたい。

○政府委員(早川崇君) ちょっと誤解のないように申し上げますが、各府県にも予算定員というものは、予算上のあれはありますが、それと実定員の差といふことを私は言つたのであります。財政計画上の定員といふことが、それと實際の地方自治体の今度の調査によると六万人をオーバーしてゐる。こういうふうな意味でありまして全然その開きが地方においてははないといふことにはならないかと思ひますが、いづれにいたしましても中央と違ひまして財政計画によつてゐるんなら國からの交付金その他を受けてゐる団体として非常に窮乏な國からの支給になつておるといふ観点から見れば、非常にやりくりはむずかしいという結論にならうかと思ひます。

○委員(松岡平市君) 速記をとめて。

○委員長(松岡平市君) 速記を起して。

○中田吉雄君 早川次官が財政計画上の定員と実定員との開き、それから果

庁の實際の條例などで作つてゐる定員と、その開きというふうなことを言われたのですが、その関係をもう少しはつきりと……。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方の予算編成上の原則としては人員費につきましては現員現給主義を大体としており

ますから、そういう意味から申しまして人員費の上での余裕というのは非常に少ないものではないかと考へております。しかしある程度は従来もあつたと思ひますが、ただ各府県とも本年度の財政状況の非常に逼迫をしておりますことからいたしまして、行政整理を計画いたしまして相当既定の予算をさらに切り詰めてきておるもので、この上さらに切り詰めるということとは非常に困難な団体が相当あることと考へております。しかし数多くの地方団体でございまして、また府県の中にも団体によりましては節約の余地が全然ないといふことはない、ある程度でさるところもあるかと思ふのであります。まづ大体の概観をいたしますとそういうふうな感じを持つております。

○中田吉雄君 大蔵省からいただいたこれ、並びにこの予算という内容にありまして資料、さらに今日いただき、加納委員が質問されたような定期昇給、昇給昇格等をストップしてゐるものが非常に多くて、それで見ると非常にアンバランスがあるのです。今、次長が言われたようにやれる県も私はあると思ひます。ところがやれる県も四月の定期昇給すらやつていないし、七月もやるべきところをやつていないところもあるし、しかも最近延伸とかどうかいつて非常にアンバランスがあるから、そういう状態です。これを十は一からげに財源措置をするといつても非常に問題があると思ひますが、その辺はどうなるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) この給与費の關係につきましては、やはり学歴、勤続年数別から見えていきまして、果し

て給与の水準が国家公務員と比較して高いか低いかにあることを判定していかねばならぬと思つております。ただ現実の絶対額だけを比較して高いとか低いとかいうことは言えないのじゃないかと思つております。ですから今の昇給の延伸とかいうことをいたしおられますものにつきましてもこれをしさいに検討して参りますというところ、国家公務員並みに比較しまして、決して高くない、同じであるか、あるいはそれよりも低いようなところでさえもさらに昇給の延伸をしていかなければならないというような財政状態に陥つてゐる地方団体があるものであります。そういうようなところは、これはやはりある程度その辺の事情も勘案をしていかなければならぬと思つておられます、いづれにいたしましても、おしなべて地方団体については一律に考えるわけにはいかぬと思つてますが、しかし財源措置をいたします場合には、やはり一定の客観的な基準によつていかなければいかぬのじゃないかというふうな考へておられます。

○中田吉雄君 ですから閣議決定の面でこの国家公務員に準じてやるというので、まず第一に既定人件費の節約で捻出するというのは、私は非常に限られた限界がある、最近はどこでも行政整理をし、延伸をしていますから、この面の私は節約は非常にまあ限られておるといふふうに見えるのです。そこで必要な場合には、さらに旅費、庁費等の節約を行うというが、この可能性について少しお話し願ひたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この点も人件費と同じだと思つてございします。ある団体によつてはそういうことは可

能であるし、団体によつては先ほどもいろいろお話をしましたように、三百六十円の日宿直手当が国家公務員の場合の額が二百円になっておつた、あるいは県内の旅行は三等実費、東京も二等旅費というふうな格好になっておつたり、超過勤務手当が国の場合は、六割平均で出ておられますが、二割とか、あるいはそれを割つておるといふような県も出ておられますので、それはそういうような県ではなかなかそういうところから捻出をしていくというところとは困難だと思つてます。しかし半面何とかそういうところから工夫がつかないか、こういう県も若干はごく少数でございしますが、そういう県もあるのかと思ひます。

○中田吉雄君 財政計画を立てられる際に自治庁では最初百五十四億で、赤になるというふうな感じがする、それが発表されたように思ふのです、それを国会には収支をほとんど同にするような財政計画を出されて、それがほとんど今問題になつてゐるような単独事業その他もありますが、大部分は今問題になつてゐるような点はすでに百五十四億、全部とは言へませんが、単独事業を少し切るといふ面があられた、なかなかこれは全国の知事が政府の方の鼻息を、かなり御意向を尊重する知事がなほお強度に粘つてゐるというの、やはりそういうところにも原因があるのじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。それはまあ私なんか県会におります際は年度末になり余剰がありましたが、今はもうほとんどそういうことはできないのじや

ないか、非常にかりにあらたとしても非常にまれなほど年度末の旅費の残りを慰勞出張させたりいろいろするといふようなことはきわめてまれな現象で、人件費の次に節約する旅費、庁費等もなかなか困難じゃないかといふふうに考へますが、百五十四億円の節約、あのときの財政計画を切つて組んだことの関連で、どういふふうな自治庁は考へるのですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今年の当初百四十億ほどの節約を、単独事業でございしますとか、旅費、物件費等につきましても、地方財政計画を見込まざるを得ないような格好になつたことは御指摘の通りであります。しかし、その点は今回の百六十億の再建措置に關連をいたしまして、地方財政計画を修正をしまして、旅費、物件費等の節約約四十四億くらいであつたと思ひますが、それを復活いたしまして、それで国並みの程度の線に持つていったわけであります。従ひまして、ただいまの御關連の質問のように直にはならぬかと考へておられます。

○中田吉雄君 この〇・二五カ月分を出す際に、県庁の職員と教職員、教育委員会との再建措置で、私、教育委員の方が非常に困難じゃないかと思ふのですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(鈴木俊一君) 教育公務員につきましても、お話のごとく超過勤務手当とか、あるいは旅費とかいふようなものは、超過勤務手当はともございませぬし、旅費等もほとんどないといつていい状況でございします。宿日直手当が若干あるといふ程度でございまして、相当人件費のそういう面での節約といふことは、一般の公務員の場合よりもなおむずかしいといふ点があるかと思ひます。

○中田吉雄君 大蔵省の方、お急ぎだと思つてますが、まあこつちのほうな措置で、既定人件費の節約によつて捻出し、必要の場合には旅費や庁費の節約でやる、なおそれでもさしたる資本金繰り上やむを得ない地方団体については、短期融資の融通を行つてゐるというふうな閣議決定になつてゐるのですが、この内容について、行つてゐる、やるとは書いてない、あり得るように書いてある。その辺の關係をもう少しはっきりしてもらいたいと思ふ。

○説明員(牧野誠一君) ただいまの年末手当を支給いたしますつきまして節約等であるといつたにしても、当座十二月内の金繰りがどうにもつかないという団体につきましては、短期融通でその間若干の期間をおいて支払いを円滑にするように、できるように措置をしたかどうかという趣旨でございします。

○中田吉雄君 この期末手当の増加分だけでなしに、短期融資手当をされる場合の条件といふものは一体どういふものですか。短期融資でお貸しになる条件。

○説明員(牧野誠一君) これはこまかく申しますと、いろいろございしますけれども、大体短期融資そのものが、その年度内の財政調整資金という趣旨でございしますから、年度内に回収可能であるといふこと、従ひまして、その短期融通を受けたために、受けたためにと申しますか、それが同時にだんだんに赤字がふえていくという原因になるようなものでないもの、年度内の財政調整資金といふことがおもな条件だといふふうに考へておられます。

○中田吉雄君 そうしますと、再建法案が通つて指定団体に予定されるようなところが、一つやりくりしてみたが既定経費の節約ではやれぬ、短期融資でやろうという申し込みをしたら、あまりつべこべ言わずにお貸し願ひますか。その辺、これは非常に重要なところの、どうなんですか。

○説明員(牧野誠一君) 再建整備法案が、再建促進特別措置法案ですが、あれが通過いたしましたならば、当然ひつかかるような団体というお話でございしますが、これはどうも私も、どの団体がどうなるのかはちよつと何ともわからないわけでございますが、しかし相当赤字の大きい団体といふ意味でいたしまして、これにもいろいろあるように私も思ひます。というのは、赤字を現在かなりしよい込んでおられるけれども、あまりもうふえぬとか、だんだんよくなりつつあるという団体もございしますし、おそらく団体によりましては、まだどうもふえていくという団体もあるかと思ひます。ほとんどふえていくという団体といつたしますと、これは純粋の財政調整資金ではなくなつてくるのじゃないか、赤字融通のような形になるのじゃないかといふふうに思ひますので、これについては問題があると思ひます。

○中田吉雄君 そうしますと、やはりさしあたり資金繰り上やむを得ない地方団体については、短期融資を融通することがあり得るという措置が、大蔵省の意図が那邊にあるかといふことがわかるのですが、それでは実際貸さぬ



ということになるのじゃないですか。

○説明員(牧野誠一君) 私ども実際貸さぬというようになることは、必ずしもそんなことはないと思います。

それはこのたび、いろいろな措置もとられようとしておりますし、地方団体の方でも、おそらく数年前とはだいぶ緊要感が違つたように承知しておりますので、だんだんに地方財政というものは、よくなりつつある団体があるいはよくなるようにしておる団体が多いんじゃないかというふうに私も了解しております。

○中田吉雄君 そうしますと、再建法案が通つて指定を受けるような団体だとか、しかし、ただいま言われたように、再建の意欲は旺盛であり、再建の方向に向つてゐるというふうな、大蔵省のきびしいおぼしめしに沿つておる団体、そういう団体はもう差し迫つておるわけですが、大体借り得ると、こういうふうに見てもいいのですか。

○説明員(牧野誠一君) これは個々の団体によりまして、ずいぶん違いますし、それから十二月の年末の金繰りが当座問題になるかと思ひますが、これはこのたびとられようとしております三十年度の特別措置でございますが、あれが年内にかりに現金化されて出るような事態が生じますと、一般にどこが金繰りが苦しいとか苦しくないとかという事情とかなり違つて参るかと思ひます。それはもう交付税をいつももらつておる団体というものの金繰りは、多少平常のとき、平常の年末より楽になるのじゃないか、そうでない団体はきつくなる事態が生ずるように思ひます。それで個々の団体につきまして、金繰りを総合的に見ますと、私

どもといたしましても、できるだけの資金繰りをつけるようにいたしたいというふうに考えておるわけでござい

ます。

○中田吉雄君 そういう団体の地方財政の実情は非常にバラエティがあることとはわかるのですが、やはり一般的なことではどういふことが言ひ得るの

ですが、一般的にやはり、やるならやるといふことをしてもらわぬと、なかなか一々再建意欲がどうかとか、ちつとも減つてないじゃないかとかいふようなことで、ここで赤字の上塗りをするよりか、○・二五の措置をせぬ方がいいのじゃないかというふうなことは因りますので、大体再建意欲が認められる団体について、やりくりしてみたが足らぬというところには、一般的にするというところに理解していいのですか。もう少しその点はきつりしてもらいたい。どうもよくわからない。

○説明員(牧野誠一君) 一般的には閣議決定の通りだといふふうに存じます。今の御質問が何かどこかの団体が何かかりに一つでも借りられないような場合に、それは約束が違ふというふうなことになる、私ちよつとそこまではつきり申し上げられないわけでございますが、一般的には閣議決定の通りでございます。

○委員長(松岡平市君) ちょっと私から聞きますが、きのうからのいろいろ質疑の過程において、昨年も短期融資をしてあるといふことであつた、去年は金額が少なかったけれども、しかし去年は短期融資をしてもらえなかつた、自治庁の説明によると、いや短期融資の希望がなかつたのだと、こ

ういふことですが、まあ実際はそうでない

いろいろな行き違ひもあつたようだけれども、なかなかあなたの方で短期融資をして下さらない。で、わずかに四件か、六件かしかなかった。こういうことですが、今年○・二五、これだけのものを国会でやつちやつた、で地方庁はどうしてもこれはやらなければならぬといふ追ひ込まれた。ところが今のうちに赤字ではどうにもならないのだ。その場合に、今年あなたの方が去年のような短期融資の程度であるか、それとも今年も短期融資の余裕もあるから、相当、まあある程度のところはしてやるつもりであるかとか、ど

かといふことを聞きたいのです、みんな委員が。去年と同じようにやつて下さるのか、なかなかいろいろ理由をつけてやつて下さらぬといふことになれば、われわれとしても相当に考えなければならぬし、なお私たちとしては衆議院の決議は決議としてこの委員会はこの委員会として政府がどういう態度をおとりになるかといふことについて、やはり委員会として非常な関心を持っておるわけです。ですから、その点お互いが委員同士、まあ大蔵政府はこの程度のことはしてくれるのだ、このくらいのことではやつてくれるらしいといふことを納得できるだけの一つ説明をしていただきたい。やらぬならやらぬでよろしいのですよ。やるならぬならぬと。例は去年の通りなら去年の通りと、一つ端的に。あなたが言われるには大へん困難な立場におられるのはわかるけれども、少くともあなたが主管の課長としてどういふふうに考えておられるかを端的に言

ていただきたい。

○説明員(牧野誠一君) 実は、私昨日出ておりませんで、その模様をただいまお伺ひした次第でございますが、昨年のことと比較いたしますと、昨年は私どもの方の事務上も非常に手続が

おくれまして、実は昨年はたしか○・二五ではなくて、○・〇一ですか、何かは額の、○・〇一五ですか、ほんのわずかな額だつたと思ひます。これを暮におきまして超過勤務手当とか、日当、日直、宿泊料、ああいふようなものを、手当を繰り上げ支給するというような措置をきめましたのが、年が押し詰まりまして……、きわめて押し詰まりましてからきめました。それで私どもの方でもそういうものを金繰りに入れて、もし申し出があつたらみてよろしいというふうな意味の通知を出しましたのが十二月の二十五日でございます。それで現実に申し出があつてお貸ししたところ、は、たしか今お話し出しましたほんの幾件であつたかと思ひます。今年には閣議決定も早目になされたことではありますし、これにつきましては早目の措置がでますので、六県しか借りたところがないというふうなそういう事態にはならないで、もう少し……もう少しといひますが、もっと範囲はかなり広く融資し得る対象にな

り得るかと思ひます。

○中田吉雄君 その期末手当の増額分は別にいたしまして、年末の調整資金の状況並びに府県、五大市、市町村等の内訳等についてこの機会に承わりたい。

○説明員(牧野誠一君) 政府から財政調整資金として地方公共団体に短期融資したてしておりますものには、大蔵省で取り扱つております資金運用部資金

と郵政省で取り扱つております簡保資金と両方ございしますが、この両方を合

せまして大体十二月の残高が本年度と同じになり得る程度の措置というものはできるというふうに……。

○中田吉雄君 どの程度ですか。

○説明員(牧野誠一君) 数字を申し上げますと、昨年出ております財政調整資金が資金運用部と簡易保険と合せまして二百七十億でございます。で今年はあるいはそれより若干こすぐらしいの額が融通できるのではないかと、いふふうに思つております。それから民間の金融機関から地方公共団体に短期融通されております額は最近の数字はわかりませんが、たしか八月の末まで、昨年の八月末より百二十億ぐらゐの融通額がふえておつたわけでございます。九月の数字はまだはつきり出ておりなかつたと思ひますが……。

それで大体、それらを合せて今年の暮は先ほどの百六十億の中の中の相当額が現金化されることがあるかと思ひます。それでそういうふうなものと合

せまして大体の金繰りは地方団体でも大部分はつきのじゃないかと思つております。

○中田吉雄君 この地方銀行から借り出しております協定金利といひますが、それから実際高く借りてゐるようなところがあるように思ひますが、そういうことについてわかりませんか。

○説明員(牧野誠一君) 大体たたいま八月末の残高で地方銀行から短期資金として地方公共団体が借りております金額は五百億をちょっと上回る程度でございます。それでその条件につきましてはいろいろはつきりわかりませんが、大体年利八分五厘から九分ぐ

らいが一番多いのじゃなからうかというふうに出ておられますが、ただ普通の銀行から借りずに銀行以外の金融機関から借りている分については金利もかなり上回って、一割を若干こしておるような融資を受けておるといふような団体もあるように承知しております。

○中田吉雄君 私にはまだ恐縮ですが、知らないのですが、大蔵省の短期融資は幾らですか。

○説明員(牧野誠一君) 大蔵省から財政調整資金として出ましたのが昨年の十二月末で百八十億でございます。

○中田吉雄君 いや、金利です。

○説明員(牧野誠一君) 金利は六分五厘でございます。大体日歩一銭八厘で財政調整資金の場合は計算しておりますが、六分五厘にちょっと端数がつくかと思ひます。

○中田吉雄君 この預貯金の伸び等にもよるでしょうが、大蔵省の方からもっとたくさんめんどろを見ていただければ、高い地方銀行から借りて赤字の上塗りをするのもいいのじゃないかと思ひますが、この点はどうなんでしょう。余裕の問題ですか。

○説明員(牧野誠一君) 実は本年御承知のことと存じますけれども、郵便貯金の伸び方がきわめて悪うございまして、それで私どもの方としましてはほかのいろいろな地方団体以外の公庫だとか、あるいは国鉄だとかその他のいろいろな融通もございしますが、こういうようなものでもできるだけの方面にまあずらすと申しますか、何とか金繰りをつけていただくようお願いいたします。それでまあ大体簡易生命保険から出ます金と合せまして、財政調整資金として昨年と同程度は出すように

いたしたいというふうに、考えておるわけでございますが、まあ郵便貯金のふえ方が非常に悪い関係上、余裕が底をつきかけておるといふ状態でございます。

○中田吉雄君 この三銭以上にもなっておりますところがだいたい市中銀行にあるようですが、こういうのを低金利政策時代でもあつて、地方資金課等のあつてんでそれを二分三厘とか協定があるやに聞いておるのですが、そういう線に近寄らせるような措置というものはできぬものですか、その点をお伺ひいたします。

○説明員(牧野誠一君) これは金利調整の關係で実は私ども主管ではございませぬのですが、私どもの承知している範囲で申し上げます、地方公共団体の、ただいまのような一般の市中金融情勢の推移を歩んでおりますときにはできるだけ安い金利で借りようというふうに地方団体の方も努力すべきであると思ひますし、それから国の方といたしましてはそういうふうに打つ手があつたらできるだけ打つべきではないかと思つております。それで先般事業債の条件変更等いろいろ審議されました際に、指定地方債につきましては、表面金利にいたしまして約八分五厘から八分下げるというのを、大体これがふたあけでございまして、それでこれに準じまして、普通の地方銀行におきまして、地方の、いなかの地方団体と取引してその金利につきましても、大体まねをすると思ひますか、似たような水準に下つてくるといふことになるのではないかと思ひます。それで短期の金利につきましてもわずかに五厘でございますが、五厘下つた。長

期債が五厘下つたということになるとやはり下げざるを得ないということになる、銀行の方もだんだんに下げるようになるのではないかと思ひます。ただその際銀行でない、ちよつとスケールの小さい金融機関、そういうものから財政状態の悪い団体、非常に苦しい団体が借りていくということになると、これについては少し下りにくいといふ問題があるのではないかと、私ども困つた問題だといふふうに思つておりますが、大勢としてはかなり下げてく、これからは下げるのではないかと、いふふうに思つております。

○中田吉雄君 地方財政の現況についてという資料が大蔵省から出ておりますが、これはどこから出てゐるのですか。

○説明員(牧野誠一君) 大蔵省の主計局でございます。

○委員長(松岡平市君) お諮りいたします。ただいま自治庁長官も大蔵大臣もそれぞれ予算委員会に出席しておりますが、当委員会に出席しておりません。質疑の途中でございますが、暫時休憩いたしまして、今後の議事の進め方等について御相談申し上げたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

〔賛成と云ふ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 暫時休憩いたします。

午後三時五十八分休憩  
午後四時五十四分開会  
○委員長(松岡平市君) それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。お諮りいたします。昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案につ

いて農林水産委員会から連合審査の申し入れがありました。が、本案について農林水産委員会と連合審査を開くことに決定して御異議ございませんか。

〔異議なしと云ふ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。別に御発言がなければ、本日はこれをもって散会いたします。

午後四時五十五分散会  
十二月十二日本委員会に左の案件を付託された。予備審査のための付託は十二月二日)

一、公職選挙法の一部を改正する法律案  
十二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税における高等学校の単位費用引上げに関する請願(第一二二二号)

一、北海道追分町の公共施設災害復旧事業費起債に関する請願(第一五一五号)

一、北海道追分町の上水道工事費起債に関する請願(第一三九号)

一、合併市町村育成法制定促進に関する請願(第三七一号)

一、市町村道整備費の財源に関する請願(第三七二号)

第一二二二号 昭和三十年十一月二十六日受理  
地方交付税における高等学校の単位費用引上げに関する請願

請願者 香川県高松市南龜井町 四四 多田二郎外二名

紹介議員 白川 一雄君  
義務教育の小学、中学及び学術研究機関としての大学の整備充実は、優先的になされて今日に至つたが高等学校はとなく忘れられ勝ちであり、現在学制の中の暗い谷間のようになつて種々の問題を生じている実情であつて、これは高校の単位費用が実態を無視した九千五百七十二円であることに起因するものであるから、高校教育の重要性にかんがみ、高等学校の単位費用を一萬五千元以上に引き上げられたいとの請願。

第一三九号 昭和三十年十一月二十九日受理  
北海道追分町の上水道工事費起債に関する請願

請願者 北海道勇払郡追分町長 尾崎利明外一名

紹介議員 木下 源吾君  
北海道追分町は人口六千七百八十人、戸数一千二百戸であつて、約一千戸が中心市街を形成しているが、市街地帯は地質が極めて悪く、いづれの箇所も飲料水に恵まれず、従来山間のやうな水を数箇所

から引水して飲料にあてているが、一般に水質が悪く苦小牧保徳所の調査によればいづれも飲料不適となっている実情に加えて終戦後奥地が開拓地として開放され、山林が伐採されたため夏季の七、八月及び冬季の一、二月は、はなはだしく漏水状態をきたし、これがため町民の飲料水に対する脅威は年とともに増大し、今にしてこれが施設を設置しなければゆゆしき社会問題をおこす危険があるため、町としては昭和三十年度から二箇年計画（総工費三千六百七十一万円）で上水道施設を計画したから、これが起債を許可せられたいとの請願。

第一五五号 昭和三十年十一月二十九日受理  
北海道追分町の公共用施設災害復旧事業費起債に関する請願

請願者 北海道勇払郡追分町長 尾崎利明外一名

紹介議員 木下 源吾君

昭和三十年七月発生の水害に伴う公共用施設災害復旧事業費については町財政の現況から考へてそのねん出が困難であるため、事業費の財源について九百十万円の起債を申請したから、その所要額に対して特段に配慮せられたいとの請願。

第一五五号 昭和三十年十一月二十九日受理

地方財政再建促進特別措置法制定に関する請願

請願者 鹿兒島県議会議長 田中茂穂

紹介議員 西郷吉之助君

地方財政窮迫の現状は、早急に抜本的

措置を講じない限り崩壊の外はない実情にあるから、前国会に提案された地方財政再建促進特別措置法案のうち極端に地方公共団体の自主性を阻害する規定を修正の上すみやかに同法案の成立を図られたいとの請願。

第一八七号 昭和三十年十二月一日受理

地方交付税等改訂に関する請願

請願者 北海道虻田郡倶知安町議會議長 足立繁太郎

紹介議員 木下 源吾君

地方財政窮迫の現状を打開し、地方公共団体の機能を十分に發揮して民生を安定させるため、（一）地方交付税の総額決定率百分の二十二を百分の二十七にすること、（二）市町村たばこ消費税の百分の十五の十を百分の二十に改訂すること等の措置を緊急に講ぜられたいとの請願。

第二七九号 昭和三十年十二月五日受理

地方交付税法の一部改正に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 藤井満義

紹介議員 竹下 豐次君

現行地方交付税法には改正を要する事項が多いと思われるが特に、（一）地方交付税総額については、現行二十パーセントを三十パーセント程度に引き上げる（二）寒冷地、積雪度と同様に「台風度補正」並びに「学校規模段階補正」をとり入れること、（三）一般公共事業費、単独災害復旧事業費の元利償還金は、公共災害債の場合と同様に必要額を全額基準財政需要額に算入すること等の実現のためすみやかに同法

の一部を改正するよう格段の措置を講ぜられたいとの請願。

第二八〇号 昭和三十年十二月五日受理

台風常襲地帯に地方特別交付税増額配付の請願

請願者 宮崎県議會議長 藤井満義

紹介議員 竹下 豐次君

宮崎県の財政は、毎年台風の発生ごとに多額の復旧費の支出をしなければならぬため、窮乏の一途をたどり、県民の負担能力もまた底をつき、いよいよその窮迫度は増して、緊急を要する復旧緊急措置でさえできない実情であるから、本県をはじめ台風の常襲地帯に對しては、東北、北海道地方の地方交付税交付金寒冷地補正係数同様、台風度の補正係数の適用措置を講じ、本年度地方特別交付税を大幅に増額配付せられたいとの請願。

第二八一号 昭和三十年十二月五日受理

宮崎県の台風災害復旧に緊急つなぎ融資の請願

請願者 宮崎県議會議長 藤井満義

紹介議員 竹下 豐次君

宮崎県においては、九月二十九日來襲した台風二十二号によつて、総額百四十一億円にのぼる大被害を受け、被災民の救済はもと論、道路橋、河川港湾の諸施設の復旧等到底できない実情であるから、緊急対策として必要の限度、緊急つなぎ融資を早急に融通する特別措置を講ぜられたいとの請願。

第二八二号 昭和三十年十二月五日受理

宮崎県の台風災害復旧費起債の特別わく設定に関する請願

請願者 宮崎県議會議長 藤井満義

紹介議員 竹下 豐次君

台風二十二号による宮崎県の被害総額は十月五日現在で実に百四十一億円という巨額であり、ために県財政は一層困窮し、緊急を要する公共施設の復旧も思うにまかせぬ実情であるから、当面の打開策として災害復旧費起債の特例わく設定につき特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第三七二号 昭和三十年十二月六日受理

市町村道整備費の財源に関する請願

請願者 岐阜市議會議長 早川光治郎

紹介議員 田中啓一君 古池信三君 齋藤昇君

近時自動車等交通量の急激なる増加に伴い、道府県道ばかりでなく市町村道の損傷もまたはなはだしく、これがため市町村道の維持修繕費等に多額の経費を要する現状であるから、市町村道の整備拡充を促進するとともに他面極度に窮乏せる今日の市町村財政確立のため、（一）市町村自動車税を創設すること、（二）地方道路譲与税の一部を市町村に移譲すること等の立法措置を講ぜられたいとの請願。

第三七一号 昭和三十年十二月六日受理

合併市町村育政法制定促進に関する請願

請願者 岐阜市議會議長 早川光治郎

紹介議員 田中啓一君 古池信三君 齋藤昇君

町村合併促進法公布以來二年を経た今日、すでに八十三パーセントの完成を見たことは地方自治制度確立にとつて慶賀すべきことであるが、合併の眞の目的は合併市町村の健全な建設を図ることにあるから、政府の責任において合併市町村育成強化を図るため、合併市町村育成法をすみやかに制定せられたいとの請願。

昭和三十年十二月十六日印刷

昭和三十年十二月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局